

令和4年定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
所管事項説明資料

◎ 所管事項説明

(1) 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）概要案」及び「みえ元気プラン（仮称）概要案」について	1
(2) 「令和3年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて	17
(3) 国際展開の推進について	19
(4) 雇用対策の推進について	23
(5) 首都圏営業拠点「三重テラス」について	29
(6) ワーケーションの推進について	37
(別冊)	
(7) 三重県新エネルギービジョンの取組状況について	41
(8) 脱炭素社会実現に向けた構造転換推進方針検討会議について	45
(9) 中小企業・小規模企業の振興について	49
(10) 企業誘致の推進について	55
(11) 観光振興について	57
(12) I R の動向について	61
(13) 各種審議会等の審議状況の報告について	69

令和4年3月15日

雇用経済部

(1) 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）概要案」
及び「みえ元気プラン（仮称）概要案」について

みえ元気プラン (概要案)

(雇用経済部関係)

三 重 県

第1節 政策体系とは

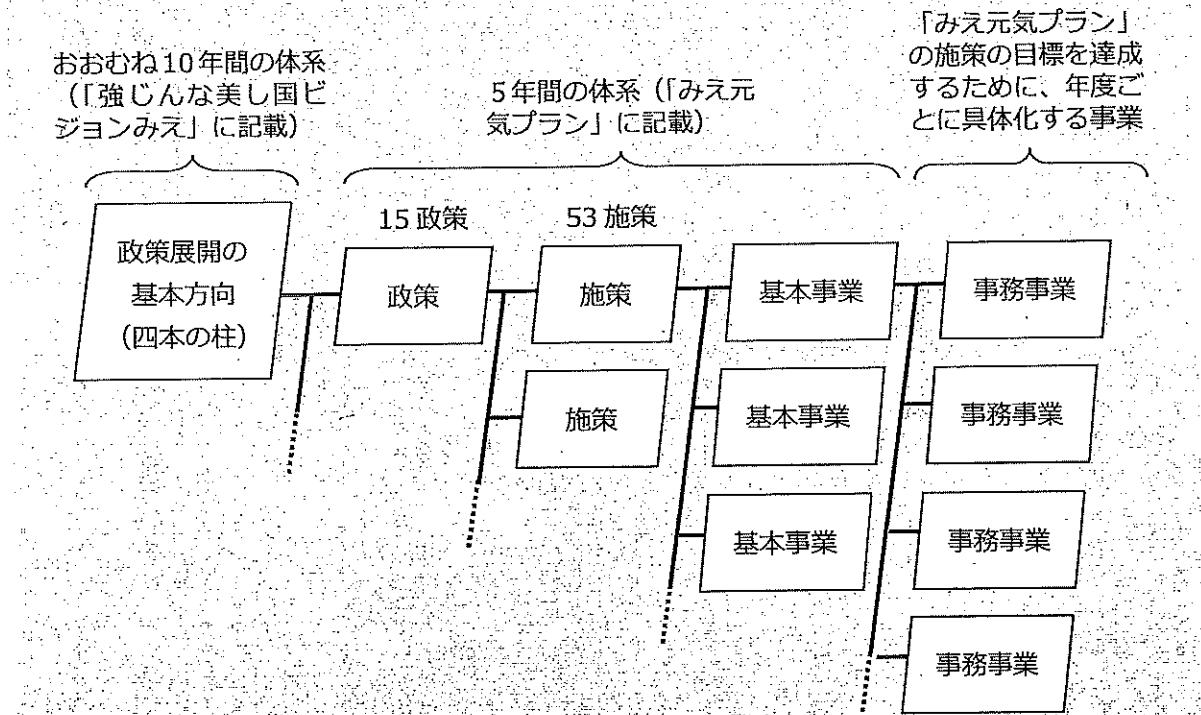
政策体系は、「強じんな美し国ビジョンみえ」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

<政策展開の基本方向>のもとに、<政策>－<施策>－<基本事業>－<事務事業>の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理します。

「みえ元気プラン」では、<政策>と<施策>の内容を示しています。

それぞれの<施策>の取組の進展状況をより適切に評価するための数値目標の設定について、今後検討していきます。

図 「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」の政策体系



「みえ元気プラン」では、第2章に定める、本プランの計画期間を通じて注力して取り組む「みえ元気プランで進める7つの挑戦」のほか、社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、重点的な取組として年度ごとに注力する取組を、単年度の県政運営方針である「三重県行政展開方針」において定めることで、重点の置きどころを毎年度見直すことができるようになり、より効果的・効率的に予算や人材を重点配分することで、機会を逃さず最大限の成果を得ることをめざします。

第2節 政策体系（政策・施策）

基本理念の実現に向けて、次のとおり15の<政策>、53の<施策>を位置づけて、県政を推進していきます。

●政策体系一覧

政 策	施 策	
1 防災・減災、県土の強靭化	1-1	災害対応力の充実・強化
	1-2	地域防災力の向上
	1-3	災害に強い県土づくり
2 医療・介護・健康	2-1	地域医療提供体制の確保
	2-2	感染症対策の推進
	2-3	介護の基盤整備と人材確保
	2-4	健康づくりの推進
3 暮らしの安全	3-1	犯罪に強いまちづくり
	3-2	交通安全対策の推進
	3-3	消費生活の安全確保
	3-4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保
4 環境	4-1	脱炭素社会の実現
	4-2	循環型社会の構築
	4-3	自然環境の保全と活用
	4-4	生活環境の保全
5 観光・情報発信	5-1	観光産業の振興
	5-2	三重の魅力発信
6 農林水産業	6-1	農業の振興
	6-2	林業の振興と森林づくり
	6-3	水産業の振興
	6-4	農山漁村の振興
7 産業振興	7-1	中小企業・小規模企業の振興
	7-2	ものづくり産業の振興
	7-3	企業誘致の推進と県内再投資の促進
	7-4	国際展開の推進
8 人材の育成・確保	8-1	若者の就労支援・県内定着促進
	8-2	多様で柔軟な働き方の推進
9 地域づくり	9-1	市町との連携による地域活性化
	9-2	移住の促進
	9-3	南部地域の活性化
	9-4	東紀州地域の活性化
	9-5	DXの推進
10 交通・暮らしの基盤	10-1	道路・港湾整備の推進
	10-2	公共交通の充実・確保
	10-3	安全で快適な住まいまちづくり
	10-4	水の安定供給と土地の適正な利用

政 策	施 策	
11 人権・ダイバーシティ	11-1	人権が尊重される社会づくり
	11-2	ダイバーシティと女性活躍の推進
	11-3	多文化共生の推進
12 福祉	12-1	地域福祉の推進
	12-2	障がい者福祉の推進
13 教育	13-1	子どもたちの基礎となる力の育成
	13-2	社会の担い手となる力の育成
	13-3	特別支援教育の推進
	13-4	安心して学べる教育の推進
	13-5	教育環境の整備
14 子ども	14-1	子どもが豊かに育つ環境づくり
	14-2	幼児教育・保育の充実
	14-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進
	14-4	結婚・妊娠・出産の支援
15 文化・スポーツ	15-1	文化と生涯学習の振興
	15-2	競技スポーツの推進
	15-3	地域スポーツと障がい者スポーツの推進

第3節 施策の概要

この節では、53 の<施策>の概要について、記載しています。記載にあたっては、<政策展開の基本方向>(四本の柱)、15 の<政策>順にまとめています。

施策5-1 観光産業の振興

2026年を見据えた現状と課題

- 観光産業は、その経済効果が、宿泊業や飲食業、運輸業といった分野だけでなく、製造業、農林水産業など幅広い分野に波及する裾野の広い産業であり、持続的に成長することが期待されています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和元(2019)年に5,564億円であった県内の観光消費額が令和2(2020)年には3,283億円(▲2,281億円)となるなど、本県の観光産業は大きな打撃を受けています。このため、三重の強みを生かした強力なプロモーションを展開して三重県の認知度を高め、観光消費を促すための取組を推進することで、観光産業を回復させていくことが急務となっています。
- 人口減少および少子高齢化の進展による国内マーケットの縮小や観光産業の担い手不足等の課題への対応とともに、旅行スタイルの変化や旅行ニーズの多様化にも対応していくため、観光資源の磨き上げや観光DXにより観光産業を変革していく必要が生じており、本県の観光の発展のためには、観光事業者の変化も促進していく必要があります。
- 令和7(2025)年の大阪・関西万博、令和8(2026)年に開催が見込まれるワールドマスターーズゲームズ 2021 関西等、海外から多くの人が訪れるイベントのほか、次期神宮式年遷宮に向かた令和8(2026)年のお木曳行事や、リニア中央新幹線東京・名古屋間先行開業等の好機を見据え、バリアフリーをはじめ誰もが快適に旅行を楽しめる環境を整備するなど、さらなる観光振興に取り組むことが必要です。

取組方向

- 世界の人びとから旅の目的地として選ばれ続けるよう、美しい自然や豊かな食、文化や歴史など、三重ならではの魅力的な観光資源を磨き上げ、それらを生かした周遊ルートを活用することで三重を訪れる国内外の旅行者の満足度を高め、長期滞在を促進していきます。
- 旅行者データ等を収集・分析して戦略的な観光マーケティングの仕組みを確立することで観光DXを推進するとともに、首都圏等の大都市圏および海外への効果的なプロモーションや地域の魅力づくりを展開します。
- 市町、DMO、観光関連事業者等をはじめ、さまざまな業種との連携を強化するとともに、変化に対応する観光事業者を積極的にサポートし、観光産業を支える人材を育成していくこと等により三重の観光を変革し続けていきます。
- コロナ禍からの回復後、拡大が見込まれるインバウンドマーケットにおいて、海外から多くの人が訪れる令和7(2025)年の大阪・関西万博等を好機として大きく需要を取り込むとともに、観光消費額の増加に向けて、富裕層のニーズにも応えられる質の高いホテルの誘致などにより富裕旅行市場へも効果的にアプローチしていきます。
- 誰もが快適でストレスフリーに旅行ができる旅行者目線に立った受け入れ環境整備にオール三重で取り組むとともに、旅行者一人ひとりの興味・関心・タイミングに応じた情報発信をすることで、観光を満喫できる環境づくりを推進します。

施策5-2 三重の魅力発信

2026年を見据えた現状と課題

- 令和7(2025)年に大阪・関西万博が、令和8(2026)年に関西でワールドマスターズゲームズ、愛知県でアジア競技大会が開催されます。また、令和9(2027)年にはリニア中央新幹線東京・名古屋間が開通する予定です。これら国内のビッグイベントの機会を生かして、観光誘客や三重県の認知度の向上、県産品の販路拡大を促進するため、市町、関係団体等と連携し、首都圏、関西圏、中部圏および海外において戦略的かつ効果的なプロモーションを展開する必要があります。
- 首都圏においては、三重テラスを核とした三重の魅力情報の発信、県産品の販路拡大、三重ファンと連携した取組等を行っているほか、包括協定を締結した企業等との連携による物産観光展等を開催しています。引き続き、首都圏における観光誘客や魅力発信、県産品の販路拡大を戦略的に進めていく必要があります。
- 関西圏においては、令和7(2025)年に大阪・関西万博の開催、令和11(2029)年に大阪IRの開業を控え、インバウンドを含む観光需要が増大することが見込まれます。これらの動向を的確にとらえ、観光誘客や三重県の認知度の向上、県産品の販路拡大につなげていくため、プロモーション活動をさらに強化していく必要があります。
- 伝統産業・地場産業は、地域の伝統や技術、原料など、三重の風土に根づいた魅力(特性)を生かした貴重な産業であることから、その魅力を再認識するとともに、消費者のニーズや価値観に対応できる新たな魅力や価値を創出し、国内外に発信していくことが必要です。
- コロナ禍において消費者の生活スタイルが大きく変化し、自宅等での生活を豊かにする商品等のニーズが高まっています。こうした中、県産品の販路を拡大するため、業種を超えた多様な連携を推進し、商品やサービスに新たな価値を創出する必要があります。また、個別事業者への商談機会を創出するだけでなく、効率的に商流を拡大するため、県内において商社機能を有する企業の育成が求められています。

取組方向

- ビッグイベントが続く好機を生かし、市町、県内事業者、関係機関等と連携し、①観光誘客の促進、②魅力的な情報発信、③県産品の販路拡大を柱とした一体的なプロモーション活動を、首都圏、関西圏および中部圏にターゲットに絞って展開し、「選ばれる三重」の実現につなげます。また、包括協定を締結した企業等との連携による物産観光展や商談会を開催し、県産品の販路拡大や観光誘客の増加につなげます。さらに、三重ファンと連携した取組を拡大し、重層的な三重の魅力発信に取り組みます。
- 首都圏は国内最大の市場であることから、引き続き最重要エリアと位置づけ、戦略的なプロモーションを進めています。具体的には、引き続き常設の情報発信拠点である三重テラスを核としつつ、首都圏の集客施設における広告宣伝や包括協定を締結した企業等との連携による物産観光展、ホテルや飲食店と連携したフェアなどを実施するとともに、三重ファンのさらなる拡大と連携に注力し、観光誘客の促進と認知度のさらなる向上、県産品の販路拡大につなげます。
- 「関西圏営業戦略」に基づき、県、市町、県内外の事業者、関係機関など官民一体となって、

ターゲットを絞った三重の魅力発信に取り組み、関西圏の経済団体や県人会など多様なパートナーとのネットワークを生かしながら、関西圏からの観光客の増加や県産品の販路拡大に向けた取組を効果的に展開します。また、令和7(2025)年大阪・関西万博開催のチャンスを生かし、三重を知って、選んで、来て、リピーターになっていただけるよう、オール三重による取組を進めます。

- 伝統産業・地場産業事業者の多様な連携を促進し、SDGsやエシカルなどの新しい視点を取り入れた付加価値の高い商品・サービスの創出に取り組みます。また、オンラインや体験など多様な手法を活用して、背景・ストーリーとともに商品の魅力を国内外に発信するほか、伝統工芸品や食をはじめとする県産品フェア等を開催し、販売促進につなげます。
- セレクトショップバイヤーや情報誌編集者など、販売や情報発信の最前線で活躍する人材および他業種との連携を促進することで、県産品への新たな価値創出を支援します。また、商談会等による商談機会の創出と合わせ、バイヤー等による商談スキル向上セミナー等を開催することで、県内事業者の商談力向上を図るとともに、商社機能を有する企業と連携した多品目かつ、多方面に向けた販路拡大に取り組みます。

施策7-1 中小企業・小規模企業の振興

2026年を見据えた現状と課題

- 中小企業・小規模企業は県内企業の99.8%を占め、地域経済を支える役割を担っています。コロナ禍による生活様式の変化やサプライチェーンの再構築など経営環境が大きく変化する中、中小企業・小規模企業は自社のビジネスモデルの見直しを迫られており、アフターコロナを見据えた生産性向上や業態転換、新たな市場開拓等に向けた取組への支援が必要です。
- コロナ禍の長期化の影響を受けた中小企業・小規模企業においては、事業継続に向けた手厚い資金繰り支援が必要です。また、人口減少が進行する中、地域の活力を維持し、地域課題の解決や雇用の増大を図るため、新たな事業の担い手や第二創業経営者等の事業成長に向けた支援が必要です。
- 団塊世代の経営者の引退が多く想定される中、県内企業の約35%が後継者不在となっています。地域経済を支える中小企業・小規模企業が、後継者がいないことを理由に廃業する事態を食い止めるため、関係機関が一丸となった事業承継の支援が必要です。



取組方向

- 中小企業・小規模企業が継続的に発展できるよう、DX等による生産性向上をはじめ、業態転換など経営力向上に向けた取組を商工団体と連携し、伴走型の支援を行います。また、中小企業等と川下企業との出会いの場を創出し、販路開拓や新製品開発、技術力の高度化等の支援に取り組みます。さらに、感染防止対策と経済活動の両立を図るための飲食店等の施設認証や、今後も起こり得る災害に備えた事業継続計画(BCP)策定を推進します。
- 中小企業・小規模企業の事業継続に支障が生じないよう、引き続き切れ目のない資金繰り支援を行うとともに、事業者が感染症の影響やDX・脱炭素化等の新たな経営課題を克服し、再成長に向けて取り組む設備投資に対して資金面から支援を行います。また、新たな事業の担い手や第二創業経営者等が事業を成長させるために必要な資金調達を支援します。
- 中小企業・小規模企業における後継者がいないことによる廃業を食い止めるため、事業承継診断や事業承継計画の作成、事業承継支援資金の供給など事業者の段階に応じた支援を行うとともに、親族内承継をはじめ従業員承継、社外への引き継ぎ(M&A)など事業者の経営形態にとどけ適切な事業引き継ぎが行われるよう、関係機関と連携して支援します。

施策7-2 ものづくり産業の振興

2026年を見据えた現状と課題

- 2050年脱炭素の実現をめざして、サプライチェーン全体での脱炭素に寄与する取組を実施することが強く求められています。特に、本県の基幹産業である自動車関連産業においては、電気自動車をはじめ次世代自動車分野の成長により、部品の種類の変化、部品点数の減少、サプライチェーンの変化をはじめ、産業構造の変化に的確に対応していくことが求められています。
- また、脱炭素社会の実現をめざす上で必要とされる新たな成長産業を育成し、雇用の創出を図るとともに、地域経済の持続的な成長につなげていく必要があります。
- 自動車関連産業や航空宇宙産業をはじめとする本県ものづくり産業が社会経済情勢の変化に的確に対応し、事業継続力や競争力の強化を図っていくために、県内ものづくり企業の技術開発の促進や、产学研官連携等の推進、知的財産の活用等の取組を進める必要があります。
- 四日市コンビナートは、汎用的な化学製品の供給を通じて、戦後の我が国経済の発展と地域の雇用を支えてきましたが、脱炭素社会に向けて、事業構造の変革など抜本的な対応が求められています。このため、コンビナート全体の視点に立ち、四日市市や地域企業等とベクトルを合わせた取組を推進していく必要があります。
- 「三重県新エネルギービジョン」に基づき、エネルギーの地産地消、環境・エネルギー関連産業の振興、エネルギー関連技術を生かした地域づくり、省エネの推進に取り組んでいます。三重県の地域特性を生かした太陽光発電や風力発電などについて、環境や住民生活に十分配慮し、地域との共生が図られるよう、新エネルギーの導入を促進する必要があります。併せて、IoT・AIの活用等により、さらなる効率的なエネルギー利用の推進とともに、需要に対応したエネルギーの安定供給が求められます。
- ヘルスケア産業においては、少子高齢化の進展や新しい生活様式への適応等による新たな需要への対応が求められており、関連企業はさまざまな場面で変革を迫られています。こうした中、ものづくり県である本県内に立地する企業が持つ技術・ノウハウを生かしながら、医療・介護だけでなく予防や健康づくりも含めた新たな製品・サービスの創出に向けた企業の取組を支援し、ヘルスケア産業の振興をめざすライフイノベーションの取組を推進する必要があります。

取組方向

- 脱炭素社会の実現に向けて、より効率的・効果的にCO₂を削減していくとともに、生産性向上による事業継続力や競争力を高めていくため、県内ものづくり企業が電化への対応、新たな領域への挑戦、業態転換、事業再構築、多角化、デジタル化の推進等に前向きに取り組めるよう、本県の優位性・強みを生かしながら、積極的に支援を行い、新たな産業や雇用の創出につなげていきます。
- 自動車関連産業や航空宇宙産業をはじめとする本県のものづくり産業が、社会経済情勢の変化に的確に対応し、事業継続力と競争力を高めるとともに、他分野・新業種への展開をしていくために、これまで工業研究所が行ってきたきめ細かな技術支援に加え、共同研究等の产学研官連携の推進や、知的財産の取得・利活用等の支援を行い、県内企業の新製品開発、技

術的課題の解決、技術力の向上、技術人材の育成等を進めていきます。

- 脱炭素社会における四日市コンビナートの競争力強化に向けて、新エネルギーの利活用、脱炭素社会に貢献する素材供給等、新たな産業の創出、石油精製から樹脂製品を製造する設備や供給網が整備されたコンビナートの特性を生かしたカーボンリサイクルやサーキュラーエコノミー（循環経済）の推進について、四日市市やコンビナート企業等と連携しながら取組を進めていきます。
- 地方から安全で安心なエネルギーの確保に貢献するため、地域との共生が図られるよう、新エネルギーの導入を促進するとともに、地域課題の解決に向けた新エネルギーの活用によるまちづくりや、環境・エネルギー関連産業の育成と集積を図るため、エネルギー関連技術の研究開発を支援します。また、県民の皆さんや事業者に対してエネルギーに関する啓発等を行います。
- 産学官民連携を推進し、企業・研究機関等のヘルスケア分野への参入促進や医療機関・福祉施設等における実証等をとおして、ものづくり技術・ICT 等を活用した製品・サービスの研究開発、市場開拓等を支援することにより、ヘルスケア産業の振興に取り組みます。

政策7-3 企業誘致の推進と県内再投資の促進

2026年を見据えた現状と課題

- 脱炭素に向けた産業構造の転換や、IoT、AI等のICTの急速な技術革新によるDXの進展、感染症対策や経済安全保障の観点からのサプライチェーンの見直しなど、企業を取り巻く環境は大きく変動しています。また、少子高齢化の加速や若者の流出による生産年齢人口の減少への対応も課題となっています。
- こうした中、県内産業が持続的に発展していくためには、技術的・社会的な変化を先取りする既存産業の変革と新たな産業の創出が求められており、地域の特性をふまえつつ、産業の高度化・強靭化に向けた県内投資を促進していく必要があります。
- 道路網の整備効果等により、北勢地域を中心に県内への企業立地ニーズは高いものの、既存工業団地等の分譲可能用地が減少し、将来的にも用地不足による誘致機会の逸失が懸念されることから、新たな産業用地の確保が喫緊の課題となっています。また、国内外の地域間における比較・競合が厳しくなる中、操業環境の優位性を保つため、ソフト面での支援の重要性も高まっています。
- 四日市港のコンテナ貨物量の増加や船舶の大型化、サプライチェーンの強靭化等に加え、2050年脱炭素への対応が求められるなか、背後圏産業のニーズを把握し、地域の産業競争力の維持・強化や、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

取組方向

- 企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、グリーン・デジタル関連、食関連など成長産業分野への投資や、マザーワーク化、スマート工場化、研究開発施設など高付加価値化や生産性の向上につながる投資を促進します。また、サービス産業や県南部地域における地域資源を活用した産業、中小企業・小規模企業の高付加価値化につながる投資を促進します。さらに、本社機能の移転・強化や外資系企業の誘致等にも、国の施策等と連携しながら積極的に取り組みます。
- 産業用地の確保に向けて、新たな候補地を開拓するための適地調査を行い、市町や民間事業者に情報を提供することにより、新たな産業用地の整備を促進するとともに、計画中の産業用地開発に係る手続き円滑化や工場跡地等の未利用地の情報収集などに取り組みます。また、操業に関する規制の合理化や法手続きの迅速化など操業環境の向上を図ることにより、県内での企業の新たな事業展開を支援します。
- 四日市港が背後圏産業の競争力の維持・強化に物流面から貢献できるよう、コンテナ船用の耐震強化岸壁(W81)の整備をはじめ、四日市港管理組合による港湾施設等の機能強化や、カーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を促進します。

施策7-4 國際展開の推進

2026年を見据えた現状と課題

- グローバル化の進展に伴い、人・モノ・カネ・情報等がますますボーダレスに行き来する時代が加速しています。三重県の未来を担う若者を、国際的な視野を持ち、地域で活躍するグローバル人材として育成する必要があるものの、県民の海外渡航者数や10万人あたりの県内留学生数が全国平均を下回っており、また、大都市圏に比べて国際交流の機会が限られた状況にあります。
- 人口減少の進展に伴い国内市場の縮小が懸念される一方、海外市場の規模は拡大が予測されていることから、企業の国際展開は喫緊の課題となっています。しかしながら、県内中小企業の海外ビジネス展開は、まだ進んでいない状況にあります。

取組方向

- 各国大使館や友好提携先、外務省、国際的な活動を行う団体等とのネットワークを拡大、強化するとともに、県が有する国際的なネットワークを通じた交流の機会を活用し、グローバル人材の育成を進めます。
- 日本貿易振興機構(ジェトロ)や金融機関など関係機関と連携し、県内中小企業の海外ビジネス展開を促進します。そのため、海外政府機関や自治体等とのネットワークを広げるとともに、知事トップセールスを含む海外ミッションにより、県産品や観光資源のPRに取り組みます。また、海外企業との商談会や展示会、越境EC(電子商取引)等への中小企業の参加を促進するなど、海外企業と商取引する際のコミュニケーションや、外国人目線での商品プロモーションなど中小企業が抱える海外ビジネスの課題解決に取り組みます。

施策8-1 若者の就労支援・県内定着促進

2026年を見据えた現状と課題

- 人口減少、高齢化が加速する中で、若者・子育て世代が転出超過の大部分を占めており、県内中小企業・小規模企業では労働力不足が深刻化しています。若者については、本県の令和3(2021)年の転出超過数3,480人の約9割を15歳～29歳の若者が占めており、進学や就職が転出の要因となっていると推測されます。県内の高等学校を卒業した大学進学者が県内大学へ入学した割合は約2割にとどまり、県内高等教育機関の卒業生が県内企業に就職した割合も5割に満たない状況です。また、就職支援協定締結大学の三重県出身卒業生の県内への就職率も3割程度となっています。
- 県内企業での就職などを希望する県外大学の学生に対し、県内企業の情報が十分に伝わっていない状況であるため、地域で働く魅力などの情報発信に地域が一体となって取り組むなど、地域における就職支援を含めた受入体制の整備促進を図る必要があります。
- 労働力不足を解消するためには、新規学卒者に加え、離職者、転職希望者等の幅広い人材が県内企業へ就職・定着するとともに、無業者などの潜在的な労働力を生かしていく取組が重要です。また、IoTやロボット技術など成長・基幹産業に対応する人材や、生産性向上・競争力の強化等を図る企業ニーズに対応する人材を育成するため、若者の職業能力の開発に取り組む必要があります。
- 令和8(2026)年度には、18歳人口の減少に伴い、県内の高等学校を卒業した大学進学者数は、令和3(2021)年度の7,864人より500人程度減少し、それに伴い県内大学への進学者数も減少すると見込まれ、県内に定着する若者がますます減少することが危惧されます。地域の活力を維持するため、県内で学び、働き、将来の地域社会を担う学生の増加を図る必要があります。

取組方向

- 若者の安定した就労に向け、その支援拠点である「おしごと広場みえ」を中心として、総合的な就労支援サービスを提供するとともに、就職支援協定締結大学や経済団体等と連携した県内企業の情報発信や、県内企業へのインターンシップ、合同企業説明会の開催などにより、U・Iターン就職を促進します。また、若者の県内定着を図るため、県内外の学生やU・Iターン就職を検討している求職者等を対象として、若者のネットワークを活用しながら、県内企業の情報や地域で働く魅力を発信するとともに、地域を挙げた採用活動や人材育成の推進に取り組みます。
- 若者をはじめとした多様な人材の育成・確保、さらには企業が行う生産性向上や新たな事業展開に資する人材の確保などを支援し、地域の産業政策と一体となった雇用機会の創出、拡大に取り組みます。また、成長が見込まれるIT分野や求人ニーズが高いものづくり分野への就労をめざしたコースなど、職業訓練として地域産業の担い手となる人材を育成するとともに、技能検定等の円滑な実施や、民間の職業能力開発校への支援を行うことにより、企業や労働者のスキル・キャリアアップの機会を確保します。
- 奨学金を借り受けている大学生等が卒業後に「過疎地域などの指定地域への居住等」または「県内での居住および県内産業への就業」を行った場合、奨学金返還額の一部を助成することで、若者の県内定着を促進します。また、新たな県立大学に係る検討も含め、若者の県内定着の方策について調査検討を進めます。

施策8-2 多様で柔軟な働き方の推進

2026年を見据えた現状と課題

- 働く意欲のある全ての人が、いきいきと働くことができるよう、社会全体で働きやすい労働環境の整備を促進するとともに、ポストコロナの「新しい日常」に対応した働き方として、引き続きテレワークなど多様で柔軟な働き方が選択できる勤務形態の導入に取り組み、企業の人材確保・定着支援や生産性向上につなげていく必要があります。また、全ての労働者が希望や能力等に応じた働き方を選択し活躍できるよう、ニーズに応じたスキル・キャリアアップの機会を提供するとともに、雇用のセーフティネットとして、離職者の早期就職に向けた職業訓練を一層充実させが必要です。
- 障がい者の雇用においては、三重労働局など関係機関との連携を一層強化し、企業における課題解決支援に向けた取組が必要です。特に、定期的に改定される法定雇用率の引き上げへの対応や、障がい者雇用に関する一層の周知・啓発が求められるとともに、自らの障がいの状況や能力、希望に合わせて働くことができるよう、テレワークなど働き方の選択肢の拡大が必要となっています。
- 女性や高齢者、外国人など、多様な人材が能力を発揮することができるよう、地域の中で活躍し安心して働き続けられる職場環境づくりに関係機関と連携して取り組むことが必要です。特に、新型コロナウイルス感染症の長期化により、非正規雇用割合が高い女性が大きな影響を受けているため、一人ひとりの希望に合った形で就労することができるよう支援する必要があります。また、高齢者においては、60歳以降も高い就業意欲を持つ方が多く、労働不足が続く中、地域の実情に応じた高齢者の雇用促進を図る必要があります。さらに、外国人においては、受け入れにあたって企業の職場環境づくりを進める取組などが必要です。

取組方向

- 働く意欲のある全ての人が、やりがいや生きがいを持って自らの希望をかなえ、いきいきと働くことができるよう、職場環境の整備に取り組むとともに、テレワークの導入や継続の支援を行います。また、外国人や障がい者に配慮した職業訓練等の実施など、全ての人が自らの職業能力を向上できるよう能力開発機会の提供を図ります。さらに、相談窓口の設置などにより労働者の抱える問題の解決に向けた支援を行います。
- 障がい者雇用に対する県民や企業への理解促進や、障がい者雇用を進める企業等を増やすなど障がい者の雇用機会の拡大に取り組むとともに、ポストコロナの「新しい日常」に対応したテレワークなど、働く意欲のある全ての障がい者が、障がいの状況や能力、希望等に応じて働くことのできる多様な働き方を推進します。
- 働く意欲のある女性が希望する形で就職できるよう、各種資格やスキルの習得など「人づくり」の取組を実施し、キャリアアップや再就職を支援するとともに、就労継続の意識啓発を高めます。また、高齢者の雇用を促進するため、シルバー人材センターなど高齢者雇用促進に関する取組の支援を行います。さらに、企業側が外国人労働者に配慮した労働環境を整備できるよう、労働関係法令の遵守や、日本語教育・生活支援の必要性等を習得するセミナー等を開催します。就職氷河期世代の安定した就労を希望する人を対象に、相談から就職まで切れ目ない支援に取り組むとともに、就労体験や就労訓練の受け入れ先となる企業等の開拓を行います。

(2) 「令和3年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて

第三次三重県行財政改革取組における県有施設の見直し一覧【雇用経済部関係分】

○この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。

○見直しの方向性を定めた施設については、庁内での検討や関係団体との調整を進め、着実に見直しを進めていきます。

○廃止や統合を含めた施設のあり方の検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面から見直しを行うとともに、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組みます。

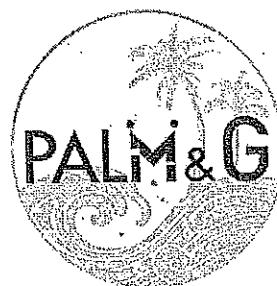
No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
18	(鈴鹿山麓リサーチパーク関係施設) 鈴鹿山麓研究学園 都市センター ^{<直営>}	<p>廃止(解体撤去)</p> <p>当該施設は、科学技術の振興及び県内産業の高度化を図る目的で平成10年に建設された。企業向けに会議室等の貸出しを行ってきたが、施設の稼働率が低調なことや、維持管理に多額の費用を要することなどから、平成31年4月から休館している。</p> <p>老朽化に伴い必要となつて大規模修繕費及び維持管理経費に見合う利活用が見込めないことから、施設を廃止・解体のうえ、四日市市から借りている土地を返還する方向で見直しを進める。</p>	<p>令和元年度で都市センター廃止。 建物を解体のうえ、土地を四日市市へ返還する。</p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.4～ 休館 ・R2.3 条例廃止(議会) ・R2.3末 廃館 ・R2.4～ 建物解体の設計 ・R3.8～ 解体工事入札手続き ・R3.11 解体工事着手 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4.10 解体工事完了 ・R4.11以降 土地の返還 	雇用経済部

(3) 国際展開の推進について

1 第2回太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク会議について

令和4年2月8日（火）～9日（水）に三重県志摩市で開催を予定していた当該会議について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況から、開催日程を延期し対面開催とします。

- ①開催日 令和4年5月17日（火）～18日（水）
- ②行程 1日目午後：会議（会場：志摩観光ホテル）
1日目夜：知事主催歓迎夕食会（会場：志摩観光ホテル）
2日目：視察（海女小屋体験施設さとうみ庵等）
- ③参加者 会議想定規模50名程度（随行含む）
 - ・島しょ国駐日大使または臨時代理大使（在京大使館のある7か国）
　　パプアニューギニア独立国、フィジー共和国、ミクロネシア連邦、パラオ共和国、マーシャル諸島共和国、サモア独立国、トンガ王国
 - ・構成道県知事又は代理（14道県）
 - ・外務省ほか、来賓調整予定
- ④会議の主な議題（予定）
 - ・新たに参画を希望する日本自治体の承認
 - ・PALM9成果文書の報告
 - ・島しょ国との人的交流・人材育成の取組について



（参考） 太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークとは

太平洋島しょ国と日本の地方自治体との絆をより強固なものとし、地域の特色を活かした幅広い分野での国際交流を推進するため、平成30年度に本県を含む5県が発起人となり、関係各国と14道県（※）による太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークを設立しました。

令和3年5月17日からは、本県知事が日本自治体側の代表に就任しています。

※太平洋島しょ国側構成16の国と地域：

クック諸島、ミクロネシア連邦、フィジー共和国、仏領ポリネシア、キリバス共和国、マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ニウエ、パラオ共和国、パプアニューギニア独立国、サモア独立国、ソロモン諸島、トンガ王国、ツバル、バヌアツ共和国

※日本側構成14道県：

三重県、静岡県、兵庫県、高知県、鹿児島県（以上発起人）
北海道、福島県、岡山県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、宮崎県、沖縄県

2 パラオとの友好提携25周年について

(1) 三重県とパラオ共和国の友好提携25周年における合意書締結式

三重県とパラオ共和国の友好提携が25周年を迎えたことを記念して、大統領及び知事出席のもと、「三重県とパラオ共和国の友好提携25周年における合意書」の締結式を開催しました。

①日時：令和4年3月14日（月）14時30分～15時30分

②開催方式：オンライン開催

③出席者：三重県側 一見勝之知事、青木謙順県議会議長 ほか

パラオ共和国側 スランゲル・ウィップス・ジュニア大統領、
ホコン・パウレス上院議長 ほか

④内容

- ・友好提携25周年合意書の締結（大統領及び知事による署名）
- ・ビデオメッセージ上映 など

(2) その他の25周年事業

①友好のカヌー修繕プロジェクト

三重県とパラオが1996年に友好提携を結んだことを記念して、当時の大統領である故クニオ・ナカムラ氏から三重県に寄贈された伝統的なカヌーの修繕を実施しています。

令和4年度には、今年度のクラウドファンディングで集まった寄附による、本格的な修繕と、修繕されたカヌーを活用したイベントも計画しています。

また、修繕されたカヌーは三重県立水産高校で生徒たちが航海術の実習等で活用し、パラオ高校との交流につなげていく予定です。

②「農業分野での交流」

令和3年5月に日本とパラオの間で署名された「日パラオ農業協力に関する覚書」に基づき、両国間の農業分野での協力が進められています。三重県は、農業アドバイザーの現地派遣などにより、人的な交流を進めていく予定です。

3 G 7 関係閣僚会合誘致について

令和5年に日本で開催予定のG 7サミット関係閣僚会合誘致に取り組んでおり、特に交通・観光分野の閣僚会合をめざしています。

(1) 「2023年みえG 7関係閣僚会合誘致推進協議会」の設立

G 7関係閣僚会合誘致に向けて、機運の醸成を図るとともに、官民一体となって誘致に取り組むため、「2023年みえG 7関係閣僚会合誘致推進協議会」の設立総会を令和4年1月11日（火）に開催しました。

(2) 国への要望活動

知事及び志摩市長が令和4年2月1日（火）に国土交通大臣、2月4日（金）に外務大臣に対して要望書を提出し、本県での開催の優位性（伊勢志摩サミットの開催実績及び警備や施設、交通の未来についての豊富な話題、オール三重でのおもてなし）をアピールしました。

(3) 今後の予定

令和4年6月26日～28日にドイツ・エルマウで開催されるG 7サミットまでに、令和5（2023）年首脳会議の開催地が決定され、関係閣僚会合の開催地についても、その後速やかに決定される予定です。

4 令和4年度の海外ミッションについて

令和4年度は、本県とスペイン・バレンシア州との友好提携締結30周年を迎えることから、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、秋以降のスペインミッション実施に向けた準備を進めます。あわせて、産業連携の覚書（MOU）を締結しているスペイン・バスク州も訪問し、産業、食、巡礼道にかかる連携をさらに深めることを検討します。

また、アフターコロナを見据え、他地域に先駆けて県産品やインバウンドのプロモーションを展開するため、アジア地域のミッションについても検討します。

(4) 雇用対策の推進について

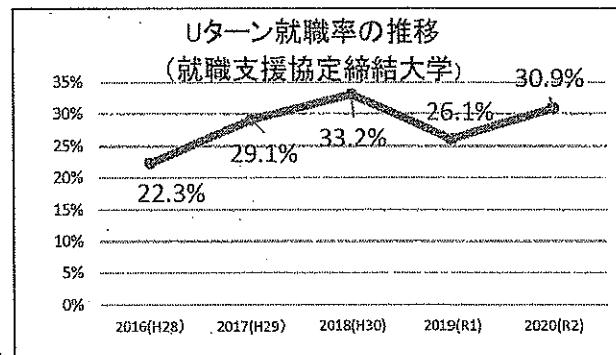
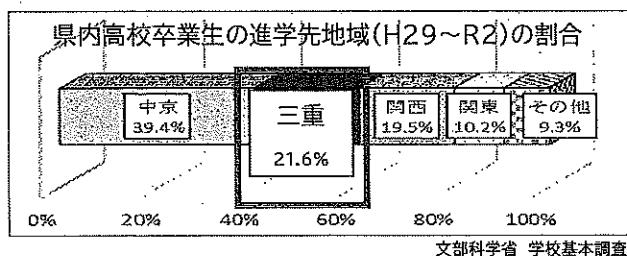
1 若者等の就労支援について

(1) 現状と課題

本県では、県内の高校を卒業した大学進学者の約8割程度が県外の大学へ進学しており、県内大学への進学者は2割程度に留まっています。また、県と就職支援協定を締結した県外大学の三重県出身卒業生の県内就職率も3割程度で推移しています。さらに、本県の転出超過数3,480人(R3年)のうち、若者の割合が大部分(約9割)を占めており、若者の県外流出が大きな課題となっています。

こうした中、県内中小企業では労働力不足が深刻化しており、県内高等教育機関卒業生の県内企業への就労促進と県外大学の県出身学生を呼び戻す取組が求められています。

一方、雇用環境が厳しい時代に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代については、現在も本意ではない非正規雇用や無業の状態である方が一定数存在(約13,400人:R2.三重県実態調査)しており、安定した就労に向けた支援の充実が求められています。



(2) 令和3年度の主な取組

① 若者への総合的な就労支援

(若者等の県内就職・定着支援)

若者の安定した就労に向けて、その支援拠点である「おしごと広場みえ」を中心として、三重労働局等の関係機関と連携しながら、総合的な就労支援サービスをワンストップで提供するとともに、若者のオンラインによる就職活動を支援しています。

- ・コロナ禍に対応したオンラインによる就職相談や模擬面接等の実施
- ・求職者のニーズに対応した土曜日相談(原則第3土曜日)開始(7月~)
- ・ホームページへの商工団体等主催の合同企業説明会情報の掲載(4月~)
- ・県内テレビ局と連携した合同企業説明会のオンライン開催(4回開催)

おしごと広場みえ等に登録した求職者数、うち就職者数(単位:人、%)

年度	R 1	R 2	R 3
新規登録者数(4~1月)	1,027	753	939
うち就職者数(4~1月)	611	411	512

② U・Iターン就職の促進

県外大学との就職支援協定の締結を進め、学生への県内企業の情報発信等に取り組むとともに、東京の「ええとこやんか三重 移住相談センター」に就職相談アドバイザーを配置し、県内就職にかかるWEB相談を実施するなど、県内企業へのU・Iターン就職を促進しています。

- ・就職支援協定締結大学の拡大(21校→23校)
- ・求職者のニーズに対応したオンラインによる就職・転職セミナーの実施

- ・県内企業への「SNS等を活用した人材確保」のノウハウ提供
- ・離職者・転職希望者等向けのマッチングサイトの充実

③ 就職氷河期世代への支援

「おしごと広場みえ」に設置した就職氷河期世代の専用相談窓口「マイチャレ三重」の専門員を1名増員（合計3名）し、関係機関等と連携しながら相談から就職・定着までの切れ目ない支援を実施するとともに、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等の開拓に取り組んでいます。

- ・令和2年度に実施した実態調査の結果をふまえた「マイチャレ三重」における土曜日相談（原則第1、3土曜日）の開始
- ・SNS（Twitter、note）を活用した広報による支援対象者の掘り起こし
- ・就職氷河期世代の支援機関や県内企業との関係づくり促進のため、支援機関向け研修会、企業向けセミナーに加え、新たに合同企業説明会を開催

就職氷河期世代への「おしごと広場みえ」等における相談件数及び就職件数（単位：件）

年度	R 2	R 3
相談件数	647	1,092
うち就職件数	24	53

※R3は1月末時点

（3）今後の取組方向

若者の安定した就労に向けて、引き続き、その支援拠点である「おしごと広場みえ」を中心として、三重労働局等の関係機関と連携しながら、総合的な就労支援サービスをワンストップで提供します。就職支援協定締結大学や経済団体等と連携した県内企業の情報発信や、県内企業へのインターンシップ、合同企業説明会の開催などにより、U・Iターン就職を促進します。

また、就職氷河期世代の安定した就労につなげるために、引き続き、関係機関と連携しながら相談から就職に至る切れ目ない支援を実施するとともに、SNSを活用したより効果的な広報による支援対象者の掘り起こしや、就労体験や訓練の受入先となる企業等の開拓に取り組みます。

特に、令和4年度は重点事業として、県内外の学生やU・Iターン就職を検討している求職者等を対象に、地域ぐるみでの取組を強化し、具体的には地域別の企業説明会や、若者の定着支援に向けた機運を醸成するためのセミナーを開催するほか、地域を挙げた採用活動や人材育成にも取り組んでいきます。

また、情報発信に積極的な若者のネットワークを活用しながら、県内企業の情報や地域で働く魅力を県内外に発信し、若者の県内への還流や定着につなげます。

2 障がい者雇用の促進について

(1) 現状と課題

① 県内企業における取組

令和3年6月1日現在の民間企業における障害者実雇用率（以下「雇用率」という。）は、8年連続で過去最高を更新し、6年連続で法定雇用率を達成しました。

一方、令和3年3月の法定雇用率の引き上げ（2.2%→2.3%）の影響により、法定雇用率達成企業割合（以下「達成割合」という。）は低下しました。

- ・雇用率 2.36%（前年比0.08ポイント増） [全国19位（前年22位）]
- ・達成割合 56.9%（前年比2.1ポイント減） [全国17位（前年15位）]

雇用率及び達成割合の向上には、三重労働局などと連携し、企業の理解促進を図るとともに、障がい特性に合わせた企業向けの支援が必要です。

（取組例）

- ・法定雇用率を達成していない県内主要企業への働きかけ
- ・あと一人の雇用により法定雇用率を達成する企業への働きかけ
- ・業務に慣れるまで一定の支援が必要な障がい者を雇用する企業への支援

② ステップアップカフェの取組（障がい者雇用の理解促進に向けた取組）

ステップアップカフェは、県民や企業などの障がい者雇用の理解促進を図る目的で、平成26年12月に県総合文化センター内に設置しました。

（成果）

- ・14万人を超える来店者や多くの実習生を受入れ、働く障がい者を発信
- ・障がい者スタッフ19人（累計）のうち5人が、県内企業へ就職し職場に定着

（課題）

- ・コロナ禍において、来店者や企業の利用が激減したことから情報発信力が低下するとともに、企業や団体等の理解促進が足踏み

（2）令和3年度の主な取組

① 県内企業への支援

障がい者雇用に取り組む企業数の拡大とテレワークなど障がい者の就労形態の多様化を促進しました。

- ・県及び労働局の幹部職員による企業訪問の実施：20社を訪問、27人の雇用増
- ・障がい者委託訓練による関係機関と連携したきめ細かなチーム支援の実施
　訓練参加者50人、うち26人の雇用
- ・障がい者のテレワーク支援アドバイザーを企業に派遣
　12社に派遣し、2人がテレワークに移行済、2人がテレワーキングによる就職見込み

② ステップアップカフェの取組

働く障がい者を身近に感じることができ、県民や企業が障がい者雇用への理解を深める場として様々な事業を実施しました。

- ・障がい者と共に働くことを考えるステップアップ大学の開催（2回37人が参加）
- ・特別支援学校や引きこもりの生徒を対象とした分身ロボットOriHimeを活用した就労体験の実施（特別支援学校の生徒や就労支援事業所の利用者31人が参加）
- ・経済団体、労働団体、障がい者団体、行政などで構成する三重県障がい者雇用推進協議会（以下「協議会」という。）で「カフェの今後」を議論

【ステップアップカフェの今後について】

令和5年3月末に現事業者の運営期間が終了することから、協議会に意見を求めました。いただいた意見も踏まえ、カフェの運営を継続することとします。

(カフェ運営に対する主な意見)

- ・ 県民や企業に障がい者と共に働くことをわかりやすく伝えられる場所であり継続してほしい
- ・ カフェ業務は接客、調理や清掃などの多様な業務が障がい者の職業能力開発につながることから有効な取組である など

(コンセプト等に対する主な意見)

- ・ 現在のコンセプトはまだ実現途上にあるので、今あるコンセプトを大切にして、着実に実行してはどうか
- ・ 以前から課題となっている企業との接点を広げる取組に注力してほしい など

[現在のコンセプト]

- ・ カフェで障がい者が働くを通じて社会参画する姿に「出会う」
- ・ 企業や支援機関など多様な関係者と交流し知識やノウハウを「深める」
- ・ カフェという場面を通じて新しい仕組み、ツールを「広げる」

(3) 今後の取組方向

① 県内企業における支援

引き続き、三重労働局と連携して法定雇用率未達成企業などへの企業訪問を実施します。また、障がい者のテレワークを推進するため、支援スタッフが常駐する障がい者のテレワーク拠点の設置を支援します。

(令和4年度新規事業) テレワークによる障がい者雇用促進事業

- ・ 設置箇所 県内2カ所程度
- ・ 開設事業者の選定 令和4年6月頃
- ・ 開設時期 令和4年12月頃(予定)

② ステップアップカフェの取組

障がい者と共に働くことを考える場として県民や企業の理解促進を図り、関係機関との連携による障がい者支援の取組や、障がい者雇用に取り組む県内企業が交流する場としての活用を進めます。

(取組例)

- ・ 県内企業を集め、障がい者雇用の研修の場として交流する
- ・ 農福連携の食材を使用したメニューの提供(農林水産部と連携)
- ・ 手話条例の啓発や障がい者アートなどの展示(子ども・福祉部と連携)
- ・ 実習や分身ロボットによるテレワーク接客訓練の実施(特別支援学校と連携)

また、カフェの令和5年度以降の継続に向けて、現在のコンセプトを引き継ぎながら、次期運営事業者を選定する手続きを進めていきます。

(選定スケジュール案)

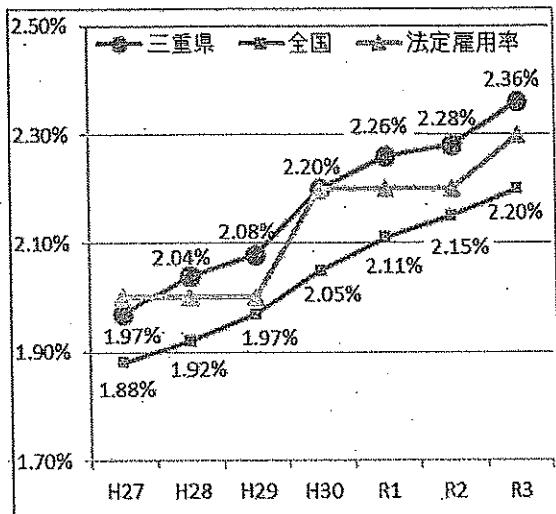
令和4年6～8月頃 公募開始

8～10月頃 次期運営事業者を選定

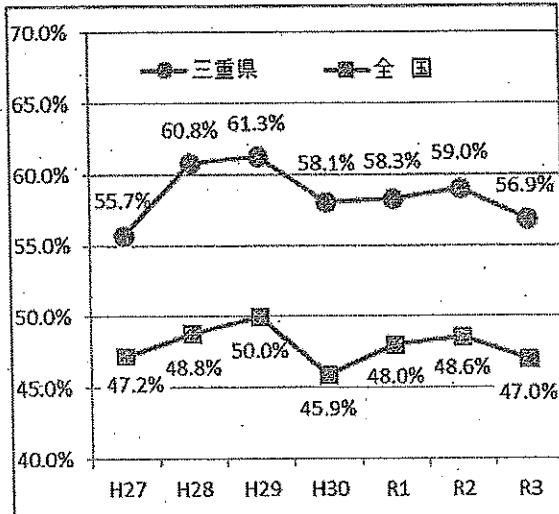
令和5年 3月 次期運営者と契約・覚書の締結

1 県内企業における障がい者の雇用状況

◆障害者実雇用率（民間企業）の推移



◆法定雇用率達成企業割合の推移



◆主な特徴とその対応

(未達成企業の状況) 未達成企業 548 社のうち 393 社 (71.7%) が不足数 1 人以下

→中小企業が活用しやすい障がい者委託訓練の充実 (受入企業の開拓)

(県内主要企業の状況) 従業員数 500 人以上の企業 55 社のうち 33 社 (60%) が未達成

→比較的規模の大きい主要企業には、県と労働局の幹部職員が訪問して働きかけ

(産業別の達成状況) 製造業、卸売小売業、サービス業は産業別実雇用率で全国平均よりも低い

→令和 3 年度は、特に上記業種を重点的に訪問し、製造業 7 社、卸売・小売業 4 社、サービス業 3 社、ほか 6 社の改善に注力

2 ステップアップカフェの実績

	通算 (R4年2月末時点)	ステージI (運営期間5年4カ月) Cotti 菜	ステージII (同左2年) だいたい食堂
①来店者数 (一日平均)	144,014 人 (67 人/日)	128,488 人 (80 人/日)	15,526 人 (30 人/日)
②実習・視察等 受け入れ人数(件数)	1,796 人 (139 件)	1,695 人 (120 件)	101 人 (19 件)
③障がい者スタッフ数	19 人	17 人	2 人
うち企業就職者数	(5 人)	(5 人)	(0 人)

(5) 首都圏営業拠点「三重テラス」について

首都圏営業拠点「三重テラス」は、平成25年9月の開設以来、首都圏における三重の認知度を向上させるため、市町や関係団体等と連携を図りながら、ショップ、レストラン、イベントスペースの機能により、三重の食や観光、歴史、文化などさまざまな三重の魅力情報を発信し、誘客の促進、県産品の販路拡大、「三重ファン」の拡大に取り組んできました。令和4年2月末までの累計来館者数は4,676,446人となっていきます。

今年度は三重テラス第2ステージの4年目となることから、成果指標の状況のほか、来館者、市町・商工団体、県内事業者等からの評価やこれまでの取組にかかる費用対効果の検証等を行い、アドバイザリーボードにおいて有識者からの評価・助言もいただきながら、今後の方向性について検討した結果を総括評価（最終報告）としてとりまとめました。

1 三重テラス第2ステージの総括評価（最終報告）

三重テラス第2ステージの総括評価（最終報告）の内容は、別紙1のとおりです。

2 第3ステージに向けてめざすべき姿

本総括評価における検証結果を踏まえ、令和5年度以降も三重テラスの運営を継続する必要があると考えています。

第3ステージ（令和5～9年度）に向けて、これまでの三重テラスの運営実績や現状における課題等を踏まえ、めざすべき方向性を以下のとおり整理しました。引き続き注力すべき事項、改善が必要な事項、そして、それらのために必要な機能の見直し等について、さらなる検討を進める必要があります。

（1）三重への誘客機能の強化

- ・ 「三重への旅のきっかけ、準備を提供する場」として、来館者に三重を体験していただくことにより、三重への来訪意欲を高めていただける機能をより強化します。
- ・ 観光キャンペーン等に対応した詳細な案内や個人の旅行ニーズにワンストップできめ細かな対応が可能なコンシェルジュの配置について検討を進めます。

（2）「三重らしさ」の強力な発信

- ・ 引き続き、東京・日本橋という地の利を生かして、上質な「三重の魅力のショールーム」として、季節や歳時に対応した三重の旬の魅力を、商品や食の提供等により効果的に発信します。
- ・ 一方、若者や家族連れなど、幅広い客層に三重の魅力を知っていただけるような店舗づくりとの両立をめざします。
- ・ インフルエンサーによる発信などSNSを活用したタイムリーかつ効果的な情報発信についても積極的に取り組んでいきます。

(3) With/After コロナ時代への的確な対応

- ・オンラインショップや安全・安心の消費者ニーズに対応した取組などWith/After コロナ時代への対応を引き続き推進していくとともに、より実効性のあるものとなるようブラッシュアップしていきます。
- ・三重テラスと県内観光地とを結ぶバーチャルトリップなどDXを活用したイベントを推進していますが、オンラインとリアルとのハイブリッドによる情報発信は、With/After コロナ時代においても引き続き主流となると思われることから、より効果的な手法を追求していきます。

(4) ネットワーク機能の強化

- ・引き続きコアな三重ファンとの連携によるイベントを強化していきます。
- ・「三重県民、県出身者が自分事として活用できる場」として、三重県民や三重県出身者の方々が三重テラスを知り、活用していただく機会の創出にも注力していきます。

(5) 効率的かつ効果的な運営体制の見直し

- ・効率的かつ効果的な運営の観点から、県職員が対応する業務の見直しを行うなど、東京事務所との役割分担の整理や費用縮減につながる方策について、検討を行います。

3 今後の展開

令和4年度においては、第3ステージの運営の具体的な方向性について検討を行うとともに、運営事業者の選定、必要な機能の実現に向けたソフト・ハード両面における準備を行います。

具体的には、上期において、第3ステージに必要な機能、成果指標、運営業務の仕様等にかかる検討を行うとともに、適宜、所要の予算の要求を行いたいと考えています。

検討にあたっては、市町・商工団体等からのご意見を踏まえるとともに、戦略企画雇用経済常任委員会において、ご説明をしながら進めてまいります。

I 首都圏営業拠点「三重テラス」の概況

➤ 首都圏営業拠点「三重テラス」は、東京日本橋に平成25年9月に開設し、8年余りが経過しました。令和3年10月2日には来館者450万人を達成し、令和4年2月末までの累計来館者数は4,676,446人となっています。

1 所在地等

- 住所: 東京都中央区日本橋室町二丁目4-1
- 占有: 135.08坪(446.55m²) (1階 62.70坪、2階 72.38坪)



三重テラス外観

2 運営体制

- 運営主体: 三重県
- 運営事業者: 株式会社アクアプランネット(松阪市)

- 2階「イベントスペース」は県が運営、運営事業者が協力・連携
- 1階「ショップ」「レストラン」は運営事業者が運営

II 設置目的・機能

➤ 三重テラスは、三重の「食」や「観光」、「歴史」、「伝統」、「文化」などさまざまな魅力の効果的な情報発信や、「三重ファン」の積極的な拡大、県産品の販路拡大や誘客の増加をめざしています。

1 基本コンセプト

- ① 三重の文化にふれてもらうおもてなしの場
- ② 三重への旅のきっかけ、準備を提供する場
- ③ 三重への共感を呼ぶ三重ファンづくりの場
- ④ 三重県民、県出身者などが「自分ごと」として活用できる場



三重テラス8周年記念ディスプレイ

2 基本的機能

- ① 「食を提供する機能」
- ② 「商品を買っていただく機能」
- ③ 「三重の魅力を体験できる機能」
- ④ 「県内への誘客・集客機能」
- ⑤ 「県内企業を支援するトライアル機能」
- ⑥ 「三重に関わる人々を増やしていくネットワーク機能」



8周年記念888円ランチ

3 三重テラス第2ステージ めざすべき方向性

- (1) 三重のイメージアップにつながる魅力的な商品ラインナップと店舗づくり
- (2) 首都圏での新たな販路拡大につなげるための営業活動の展開
- (3) 三重の旬、季節や歳時などタイミングをとらえた情報発信
- (4) 市町・関係団体等、コアな三重ファンとの連携によるイベントの実施

※第1ステージ: 平成25年9月～平成29年度 ※第2ステージ: 平成30年度～令和4年度

III 運営状況と評価

➤ 三重テラスの運営状況を評価するための4つの成果指標については、コロナ禍の影響により、令和2年度は3指標が目標を下回る結果となりました。

➤ 来館者数及び売上額は、令和元年度までは上昇基調にありました。コロナ禍の影響により、令和2年度は来館者数の対前年度比が47.2%、売上額は55.2%となっています。

➤ 一方、コロナ禍で高まった安全・安心への消費者ニーズに対応するため、ECサイトやオンラインイベントによる情報発信など、DXを活用した取組を積極的に進めています。

1 成果指標の状況 (令和4年2月末現在)

指標①: 三重の魅力体験者数

三重テラス来館者のうち、県産品の購入(ショップレジ客数)、県産食材の飲食(レストラン利用者数)、観光案内の利用やイベントスペースへの入場(2F来館者数)など、三重テラスの利用により、三重の魅力を体験していただいた人数

三重の魅力体験者数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	17.1万人	18.8万人	17.6万人	21.5万人	21.8万人
実績値	18.5万人	20.8万人	7.6万人	7.8万人	-

※進捗率 36.1%

指標②: 商品開発・販路拡大件数

三重テラスを活用した新たな商品の提案、首都圏での営業活動の展開等により、商品開発や販路拡大につなげることができた件数

商品開発・販路拡大件数(累計)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	455件	750件	900件	1,050件	1,200件
実績値	606件	969件	1,167件	1,338件	-

※進捗率 127.4%

指標③: メディア掲載件数

三重テラスの関連記事が、首都圏のメディア(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、Webニュース)に掲載された件数

メディア掲載件数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	60件	70件	80件	70件	60件
実績値	112件	122件	57件	62件	-

※進捗率 88.6%

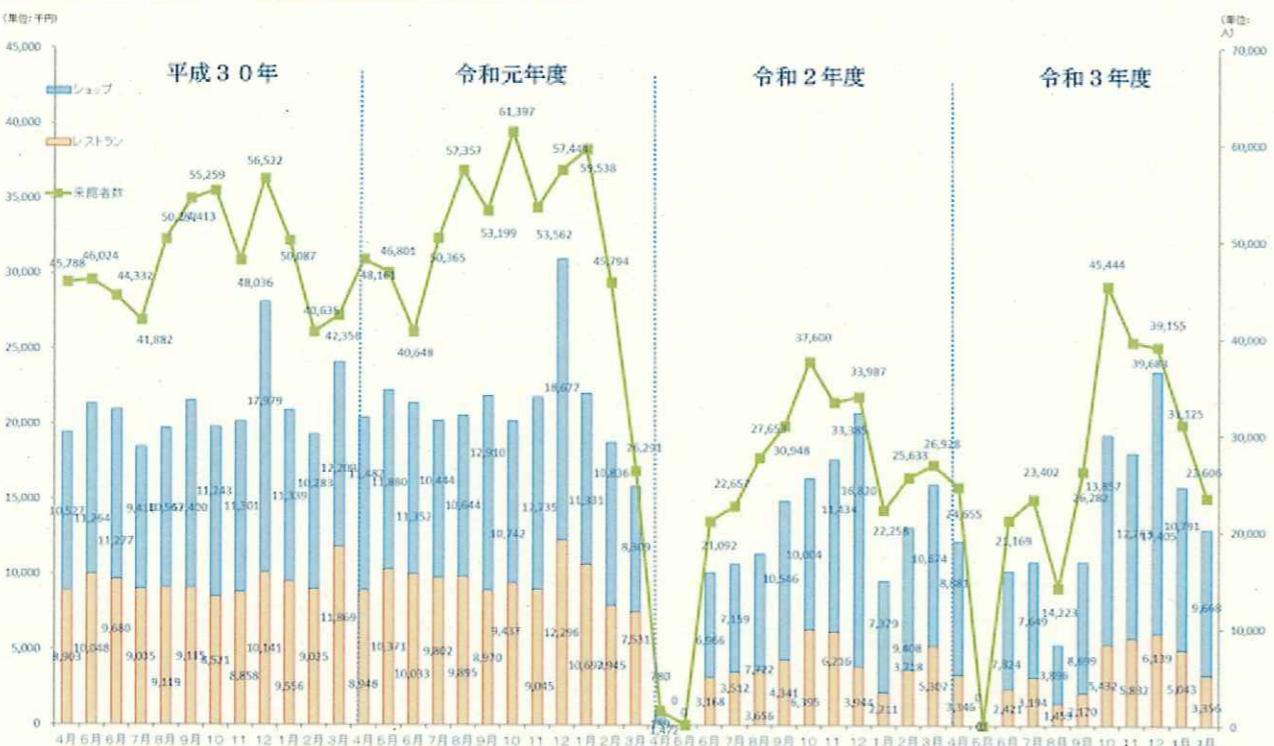
指標④: 三重ファン連携取組数

三重の応援団、応援企業といった三重ファンや県内市町、団体、事業者等と連携した情報発信やイベントの実施等により、三重の魅力発信に取り組んだ件数

三重ファン連携取組数(累計)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	240件	485件	735件	990件	1,250件
実績値	294件	612件	686件	769件	-

※進捗率 77.7%

2 来館者数及び売上額の推移



6 費用対効果

- 三重テラス第2ステージの運営に要した費用（H30年度～R3年度）は
約5億4,200万円
- ショップ・レストラン・イベントスペースの運営、メディア露出、販路拡大等の取組実績をもとに、同期間の三重テラス運営によって発生した県内への経済効果を測定したところ、**顕在化した経済効果は約21億4,400万円**
※ 将来的な経済効果を含めた経済効果は**約29億5,100万円**
- 顕在化した経済効果にかかる費用対効果は約4倍（3.96倍）**
※ 将来的な経済効果を含めた経済効果にかかる費用対効果は**約5.4倍**

第2ステージの運営に要した費用

(単位：千円)

	第2ステージ				計
	H30	R1	R2	R3	
ア 人件費（職員分）	35,692	35,675	36,435	36,435	144,237
イ 運営管理費	94,859	96,456	93,029	96,213	380,557
うち施設賃借料	68,913	68,913	68,913	68,913	275,652
ウ 事業活動費	5,674	4,670	2,542	4,240	17,126
計	136,225	136,801	132,006	136,888	541,920
財源	県費	123,800	122,588	118,235	127,384
	納付金	6,750	12,239	12,228	7,921
	その他	5,675	1,974	1,543	1,583
					10,775

※1 令和2年度までは決算ベース。令和3年度は当初予算ベース。

※2 納付金について、平成30年度は、売上（税抜）の3%、令和元年度から、売上（税抜）の3.3%と1階の年間賃借料の1割（446.9万円）の合計。

第2ステージにかかる経済効果

(単位：億円)

区分	効果	合計	
顕在化した経済効果			
直接経済効果	ショップ売上 レストラン売上 観光誘客 ファシリティ効果	4.70 2.90 2.18 1.00	10.78
間接経済効果 (波及効果)	ショップ売上 レストラン売上 観光誘客 商品開発効果 販路拡大効果 メディア露出 情報発信 催事による情報発信	1.61 1.26 0.99 0.94 0.77 3.53 0.68 0.89	10.66
合計		21.44	
将来的な経済効果			
直接経済効果	将来売上効果 将来飲食効果 将来観光効果	2.49 1.54 1.74	5.76
間接経済効果 (波及効果)	将来売上波及効果 将来飲食波及効果 将来観光波及効果	0.85 0.67 0.79	2.31
合計		8.07	
総合計		29.51	

※1 令和3年9月～令和4年3月分については予測値として算出。

※2 端数処理の関係上、合計が一致しない部分があります。

IV 三重テラスの各機能

① 買う(1階 ショップ)

～三重テラスで三重の四季を感じていただくために～
シーズンテーマを設定し、旬の商品を揃え

- 常時1,300点を超える商品を取り扱い
- ショップのディスプレイは、運営事業者のVMD（ヴィジュアル・マーチャンダイズディレクター）により、テーマ設定に応じて実施

「サービス オブ ザ・イヤー2019」
部門賞を受賞しました。



「美し秋 三重あんこ街道」（令和3年10月）
二軒茶屋餅、へんば餅等の限定販売とともに、東京では購入しにくい利休饅頭、神代餅、あこや餅等の銘菓餅の特別販売を実施。

株式会社商業界が実施する、店舗のサービスレベルを評価する「サービス オブ ザ・イヤー2019」において、「セルフサービス部門賞」を受賞しました。

② 食べる(1階 レストラン)

三重の「採れたて」の「旬の食材」を、素材の良さを生かすことができる「三重・イタリアン」スタイルで提供

- コロナ禍で供給先に困っている養殖伊勢まだいを使用した10品食べ放題などのランチイベントとして「伊勢まだいフェア」を開催（令和2年8月）
- 「来館者450万人！ご愛顧キャンペーン」の一環として、10月に漁が解禁された伊勢えびのグリルを特別アラカルトメニューとして提供（令和3年10～11月）
- 「三重の宝箱 お正月おせち」の販売（松阪市、鳥羽市、いなべ市、多気町、明和町、南伊勢町のふるさと納税の返礼品としても活用）（令和3年）



三重の宝箱 お正月おせち

③ 体験する(2階 イベントスペース)

- 三重の魅力の情報発信の場として、三重テラス企画の催事をはじめ、市町、商工団体等が主催するセミナー、展示、商談会等の多彩なイベントを開催
- イベントスペースを活用した情報発信は、他県アンテナショップと比べて三重テラスの大きな強み

✓ コロナ禍前の第2ステージの平均稼働率89.7%

<取組事例Ⅰ（市町等が主催するイベント）>

- 津市「つディ 日本三名湯 榊原温泉で、湯ったり。」
- 四日市市「四日市STYLE～ふるさと納税感謝祭～」
- 東紀州振興公社「東紀州みかん・特産品祭りin三重テラス」
- 伊勢市「ええなあ伊勢のもんVOL.6」
- サニーロード誘客促進実行委員会（玉城町、度会町、南伊勢町）「サニーロードで繋がる3町の魅力発信イベント」
- 松阪市「松阪経営文化セミナー 松浦武四郎セミナー in 三重テラス」
- 名張市「東大和・西三重観光PRキャンペーン」
- 鳥羽市「鳥羽高校製作“海女VR映像”完成記念記者会見」



<取組事例Ⅱ（三重テラス企画）>

ネットワークの拡大・交流の促進

○「まごころお届け三重」プロジェクト (令和2年7月、令和3年7月)

➢ 新型コロナウイルス感染症の影響により帰省やアルバイトができない首都圏の学生や若者たちを支援するため、皇學館大学の学生が県内事業者に支援物資(食料品、飲料、衛生用品等)を募り、無償配布

【令和3年度実績】

・支援を受けた若者 154人 ・協賛事業者 38社・団体
・支援品目 49品 ・総支援数 約5,600個



参加した首都圏在住の学生からのお礼のメッセージ

DXの活用により三重の魅力を体験

○日本橋に「おかげ横丁がやってくる」 (令和3年10月)

➢ 伊勢市観光協会会长・濱田典保氏、日本招猫倶楽部世話役・坂東寛司氏による対談のほか、三重テラスとおかげ横丁をオンラインで結び、落語家の桂文我氏の案内でおかげ横丁や伊勢神宮周辺の様子を中継
[リアルワークショップ+YouTube配信]



<取組事例Ⅲ（イベントスペースとショップ・レストランとの連動）>

○「三重の“宝”トーク～SDGsにふれる伊勢志摩バーチャルトリップ～」(令和2年11月)

イベントスペース

➢ 志摩市の和具漁港と三重テラスをオンラインでつなぎ、伊勢志摩の人と暮らしにふれるバーチャルトリップへご案内
[リアルワークショップ+YouTube配信]



レストラン

➢ 参加者はレストランで伊勢えびランチ(前菜、パスタ(伊勢えび半身使用)、ドルチェ、伊勢茶)を楽しんでいただく(有料)



V アドバイザリーボード委員からの意見

令和4年2月8日に「三重テラス運営にかかるアドバイザリーボード」を開催し、評価・助言をいただきました。

<主な意見>

- 三重テラスは東京・日本橋に開設以来、**三重の食や文化のショールーム**としての役割を果たしているとともに、**多くの三重ファンやリピーターを作っていることは大いに評価できる。**
- コロナ禍を経て、東京一極集中が変わりつつある現状において、**三重テラスは「情報発信拠点」として継続して注力していく必要がある。**
- 8年間取り組んできた基本コンセプトは変えるべきではないが、**次のステージに向けて、必要な機能の見直しを行うことは、正攻法であり必要である。**
- 三重県には食だけでなく、素晴らしい文化や伝統工芸もある。三重テラスが**文化的な情報発信や県出身者の活動の拠点になるようネットワーク機能の強化**についても検討されたい。
- ミレニアル世代やZ世代は本物志向が強いと云われており、三重県はそのような層を引き付けるポテンシャルが高い。しかも**三重テラスで本物に触れることができるということは大きな強み**である。また、そうした**情報をDXやSNS等を通じて若年層に伝えていくことが重要である。**
- 観光が「見る」「食べる」「遊ぶ」の時代から、「感じる」「考える」「学ぶ」に変化してきている。また、若い世代を中心に郊外への流出志向が始まっている。ワーケーションや移住にもつながるような、**伝統工芸や一次産業の現場を訪ねる「サイトビギット」の感覚に対応した観光案内ができる**とよい。
- 効率的かつ効果的な運営の観点から、**専門性を持った民間事業者へのアウトソーシング等をうまく活用し、固定費用を軽減する**方策についても検討する必要がある。

VI 検証結果

三重テラス第2ステージの総括評価の結果、直近2年間はコロナ禍の影響により、来館者数や売上が減少したため、成果指標の一部不達成があったものの、費用対効果については、顕在化した効果として約4倍の経済効果があったこと等が確認できました。

また、三重テラスは、首都圏の人々にとっては、恒常に**三重の魅力に触れることができる場**、**コアな三重ファンが集う場**、そして**三重への旅の「入口」として、定着しつつあるとともに**、県内の市町・商工団体、そして生産者や事業者にとっては、コロナ禍の影響により疲弊している県内経済の活性化に向けて反転攻勢を図っていくうえで、**首都圏における情報発信や販路拡大のための「出口」として欠かせない存在**となっています。

さらに、コロナ禍を経て首都圏の人々の地方への関心が高まりつつあるとともに、観光の考え方が、「感じる」「考える」「学ぶ」に変化してきていると言われています。三重テラスがこれまで取り組んできた、**三重の魅力体験から旅のきっかけをつくる試みは、こうした動きに合致するもの**であり、他県のアンテナショップのモデルケースにもなっています。道半ばではありますが、引き続き追求していく必要があると考えています。

以上の状況をふまるとともに、**今後、2025（令和7）年の大阪・関西万博、2027（令和9）年のリニア中央新幹線の東京・名古屋間開業などのビッグイベント**を控え、首都圏において三重の魅力を強力に発信していくため、三重テラスは令和5年度以降も引き続き必要であると考えています。

ただし、県議会から、東京事務所との役割分担を含めた運営体制の見直し及び財政上の負担軽減に留意すべき旨のご指摘をいただいていますので、**効率的かつ効果的な運営体制と費用縮減の方策について十分検討のうえ、取り組む必要がある**と考えています。

◎ 三重テラス継続の可否

【これまでの成果】

- 市町・商工団体等による魅力発信
- 県内事業者による販路拡大
- 三重県への誘客

【外部環境の変化への対応】

- 地方への関心の高まり
- コロナ後の来訪・購買意欲の高まり

【課題対応】

- 市町、商工団体、県内事業者等の期待への対応
- 関西万博、リニア新幹線開業等のビッグイベントを控え、さらなる発信力の強化

第3ステージ
へ継続

設置場所等に関する検討結果

三重テラスの**リピーター率**（2回以上来館された方の割合）は令和3年度調査では62.4%で、**年々上昇基調**にあります。また、三重県ならびに三重テラスの情報発信や活動にご協力いただける方々を「三重の応援団」、「応援企業」、「応援店舗」としてネットワーク化を行っていますが、引き続き、これら**「三重ファン」の皆さま**とともに、この場所を拠点として情報発信に取り組む必要があると考えています。

また、日本橋地域は、三井越後屋創業の地であり**「伊勢商人」ゆかりの地**、五街道の起点として**「お伊勢参り」の出発点**、「松尾芭蕉」が一時期居宅していた地など、**歴史的・文化的に三重とゆかりの深い特別な場所**です。こうしたストーリー性を保持していることは、首都圏の人々にアピールできる重要な要素であり、加えて、日本橋地域の企業・団体等の関係者からも、三重テラスがここに立地していることは意義深いこととして受け入れられています。

さらに、近年、日本橋地域では再開発が進展し、商業的・文化的な集積が進む地域として、**集客力とまち全体のブランド価値の向上**が図られています。そのなかで、三重テラスは大規模商業施設群に囲まれた、非常に優位性の高い立地にあります。

以上をふまえ、日本橋地域で継続していくことが必要であると考えています。

なお、**基本コンセプト**（本資料P1に記載）については**変更せず、現状の課題等をふまえ、基本的な機能の一部見直し**を行うこととします。

◎ 設置場所

【これまでの成果】

- 固定客や三重ファンの確保（リピート率の向上）
- 伊勢商人のゆかりによるストーリー性の保持

日本橋地域
で継続

【外部環境の変化への対応】

- 日本橋地域の集客力とまちのブランド価値のさらなる向上

第3ステージにおいてめざすべき方向性

三重テラス第3ステージ（令和5～9年度）に向けて、これまでの運営実績や現状における課題等をふまえ、めざすべき方向性は次のとおりです。

引き続き注力すべき事項、改善が必要な事項、そして、それらのために必要な機能の見直し等について、さらなる検討を進める必要があります。

- ① 三重への誘客機能の強化
- ② 「三重らしさ」の強力な発信
- ③ With/Afterコロナ時代への的確な対応
- ④ ネットワーク機能の強化
- ⑤ 効率的かつ効果的な運営体制の見直し

(6) ワーケーションの推進について

本県では、関係人口の増加による県内経済の活性化や地域課題の解決、移住の促進につなげることを目的として、首都圏、関西圏、中部圏等都市部の企業や個人が県内の自然豊かな環境で安全・安心かつ快適に仕事ができる「ワーケーション」の受け入れを推進するため、「環境整備」、「情報発信」、「人材確保・育成」の3つの柱で取組を展開しています。

1 環境整備

(1) みえモデルの構築

本県がワーケーションの実施先として選ばれることをめざし、県内の豊富な地域資源や様々な施策を連動させたみえモデルの構築に向けて、市町、関連団体、受入事業者等が参加するみえモデルワーケーション研究会（以下、研究会）を開催するとともに、その中核組織として、産学官民の関係者8名で構成される幹事会を設置しました。

幹事会は8月～1月に計5回開催して議論を行うとともに、研究会は10月と1月に計2回開催し、市町や地域団体（観光、商工関連）、企業等の参加者のべ147人から幅広い意見が出されました。主な意見は以下のとおりです。

- ・多種多様な地域の特性を活かした見せ方をターゲットごとに検討が必要。
- ・各地域でディスカッションすると面白いアイデアが出るのではないか。
- ・地域住民とつなぐために地域おこし協力隊の活用を検討してはどうか。
- ・車以外の手軽で安全な二次交通の整備がその土地をよく知るためにも、長期滞在にも必要。
- ・ワーケーション実施者の実態が掴みづらいため、実施者の属性データ等を研究会等で共有してもらえないか。
- ・短期的ではなく息の長い取り組みが必要と感じた。

2月に、これまでの幹事会での議論や研究会で出された意見を踏まえ、研究会から「“どこわか（常若）ワーケーション”への誘い—三重県におけるワーケーション推進に向けた提言—（以下、提言）」が提出されました。

提言には三重県が取り組むべきワーケーションを“どこわか（常若）ワーケーション”と命名し、その考え方やめざす社会、具体的なイメージや課題、推進すべき取組や推進体制などが盛り込まれています。

（別紙：提言の概要版、別冊：提言本冊）

(2) 受入体制の整備

県内施設等のワーケーション受入体制の構築を支援するためのモデル事業として、3地域（菰野町、松阪市、志摩市）でそれぞれの特色を生かしたモデルプランの企画や通信環境等の整備、モニタリングを行っています。

2 情報発信

ライフスタイル雑誌とタイアップして、5地域（津市、大台町、志摩市、鳥羽市、尾鷲市）のワーケーション施設等の7事業者を紹介し、三重県でのワーケーション体験希望者と受入施設とのマッチングを進めています。

また、ワーケーションウェブサイト掲載施設の追加（65施設）や多言語化（英語、中国語（簡体字、繁体字））のほか、気になる画像を選択することでおすすめのプランが提示されるAIシミュレーションによるマッチング機能を追加するなど、アフターコロナを見据えたサイトの充実に取り組みました。

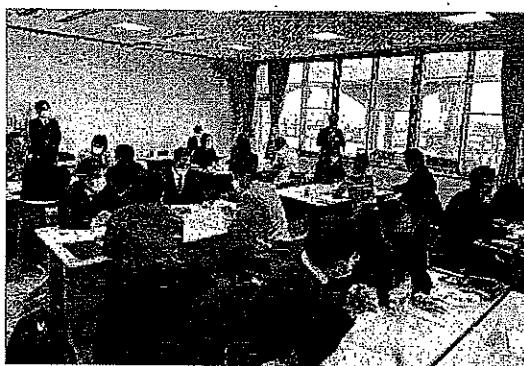


ワーケーションウェブサイト画面

3 人材確保・育成

ワーケーションの受入れには、地域とワーケーション実施者をつなぐ「人」が大切な役割を果たすため、受入れに必要な幅広い知識を得ていただくとともに、地域をつなげる人的ネットワークの構築に資するよう「ワーケーション講座（全3回）」を11月、1月、2月に関連団体や受入事業者等を対象に開催しました。（参加者数34人）

受講者からは、「県内施設の特徴をたくさん知ることができた。」「様々な現実や課題が明確になり、ワーケーションの認識が変わった。」等の感想のほか、「コーディネーターの特徴等を可視化する仕組みづくり」や「受入施設と企業のマッチング」、「コーディネーター同士がつながる機会」等を求める声がありました。



講座・ワークショップの様子



講座・施設見学（河芸マリーナ）の様子

4 今後の進め方

これまでに実施してきたモデル的な取組を県内へ水平展開するとともに、研究会からの提言を踏まえて、各地域での意見交換など、市町や受入事業者等と連携しながら“どこわが（常若）ワーケーション”を推進します。

どこわか(常若)ワーケーションへの誘い

「どこわか(常若)」におけるワーケーション推進に向けた提言—【概要版】

ミスミ・アーバン研究所

ワーケーションの考え方 (P.10~)

社会の変化※の中で、時や場所を選ばない自由な働き方で新しいライフスタイルの実践の契機となり、組織に縛られることが多い人が個性を差揮し、社会変革、イノベーションにつながるための「仕掛け」である。
※人々の価値観の変化、個人と企業、地域の関係性に変化、個を大切にする風潮 (P.2~)

Workation = Work + Innovation

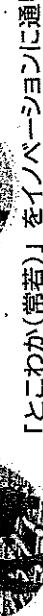
「ワーク(Work)」を狭い意味での仕事(オフィスでのデスクワークなど)に限定せず、「個人や企業等による価値創造」と定義する。
重要な役割を果たすのがワーケーターと地域をつなぐことのできる「コーディネーター」である。



「どこわか(常若)ワーケーション」



「どこわか(常若)の地、三重で work(ワーク) + innovation(イノベーション)」



「どこわか(常若)に通じる言葉として、「組み直し(創造的破壊と新結合)、変化による継続である」と読み解き、三重県における

「「どこわか(常若)」をイノベーションに通じる言葉として、「組み直し(創造的破壊と新結合)、変化による継続である」と読み解き、三重県における

「どこわか(常若)ワーケーション」の課題 (P.17~)

四方ふしへ関係者すべての事業継続性・持続可能性を重視

個人(従業員・アラフ)

地域社会・行政

企業・団体

受入事業者

実施側

- ・勤め先に制度がない、又は制度はあるが、休暇が義務がある、意識面や活用面に課題がある。
- ・家族と共に滞在し続ける環境(子どもとの教育機会の保障の問題など)
- ・多額の交通費や宿泊費は負担(皆都型から遠くアセスも不適)
- ・一元的な窓口が不明確
- ・地域間のネットワーク不足
- ・関係人口化へつなげる展開

共通認識の醸成

プロモーション

企業・団体

実施側

- ・実施できない「職種、職場の存在(社員間の不公平感への配慮)
- ・運営のセキュリティ面等も含めた社内トレーニング環境の整備
- ・ワーケーションの意義としての理解
- ・トレーナーの導入に遅れ
- ・人材確保の方針の見直し
- ・革新の進展

ワークーションでめざす社会 (P.11~)

「誰もが自分を活かせる社会」

- 関係人口が増加し、地域内外の住民/企業の共創でイノベーションが生まれる社会
- 個人が覚醒し、組織が活性化している社会



「どこわか(常若)の地、三重で work(ワーク) + innovation(イノベーション)」

「どこわか(常若)に通じる言葉として、「組み直し(創造的破壊と新結合)、変化による継続である」と読み解き、三重県における

「「どこわか(常若)」をイノベーションに通じる言葉として、「組み直し(創造的破壊と新結合)、変化による継続である」と読み解き、三重県における

「どこわか(常若)ワーケーション」の課題 (P.17~)

四方ふしへ関係者すべての事業継続性・持続可能性を重視

個人(従業員・アラフ)

地域社会・行政

企業・団体

受入事業者

実施側

- ・勤め先として選ばれたための受入体制の整備
- ⇒ 対応した企業向けメニューの作成
- ⇒ 多拠点生活をサポートするプラットフォームとの提携
- ⇒ 地域ぐるみでの受入体制の構築

環境整備

プロモーション

企業・団体

実施側

- 地域の産業の革新や坦い手確保につながる体験企画
- ⇒ DXによる既存産業のイノベーション
- ⇒ 地域産業の支援者や担い手の確保・育成
- ⇒ 教育・医療など生活インフラの提供
- ⇒ 在来者の子どもを向けた教育機会の保障
- ⇒ 地域の施設を活用した医療サービスの提供

情報発信

国内外へのプロモーション

企業・団体

実施側

- 企業・団体への働きかけ
- ⇒ 法制度や全国の事例についての情報提供の充実
- ⇒ 人材確保の観点から県内企業への多様な働き方の呼びかけ

人材確保・育成

コーディネーターの情報交換・交流の拠点づくり

企業・団体

実施側

- 地域と人をつなげるコーディネーターの確保・育成
- ⇒ 地域での活動を副業等として位置付けたコーディネーターの育成
- ⇒ 地域の人や事務に通じたコーディネーターの育成

共通認識に基づく共創

「どこわか(常若)ワーケーション」の「魂」づくりと共有

企業・団体

実施側

- 「どこわか(常若)」を論じる場づくり

推進体制と役割分担 (P.26~)

関係者は多岐にわたることから、黒はどより、地域ごとに、これらを東ねる一元的な窓口の存在が必要。

- ・当面は県と市町が連携し、関係者の自助努力を求めるうえで、取組全体の把握と、プロモーション等、に加え、主導・中長期的には、行政から離れて、「どこわか(常若)ワーケーション」全体を推進する組織の自立化。

五章

(7) 三重県新エネルギー・ビジョンの取組状況について

1 新エネルギー・ビジョンの取組

「三重県新エネルギー・ビジョン」（平成24年3月策定、令和2年3月改定）では、一般家庭で消費されるエネルギーの84万5千世帯分に相当する量の「新エネルギー」の導入を令和12（2030）年度までにめざしており、有識者、企業、大学、地域団体等で構成する「三重県新エネルギー・ビジョン推進会議」において、多様な主体と連携しながら、具体的な取組やプロジェクトを推進しています。

なお、国では、令和3年4月に2030年の温室効果ガス削減目標（2013年度から46%削減）を示すとともに、令和3年10月に第6次エネルギー基本計画を策定されたことから、令和4年度末に向けて、「三重県地球温暖化対策総合計画」と整合を図りながら「三重県新エネルギー・ビジョン」の改定を行います。

2 新エネルギーの導入

本県の新エネルギーの導入状況については、令和2（2020）年度までに、太陽光発電や風力発電などを中心に、72万9千世帯分に相当する量（参考1）の導入が進みました。

なお、新エネルギーの導入にあたっては、平成29年6月に策定した「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の他、森林法や三重県環境影響評価条例など各種法令・条例を所管する関係部局において、適正な運用に努めているところです。

【新たに運用を開始した主な新エネルギー施設】

発電方式	名称	発電出力
木質バイオマス発電	・四日市バイオマス発電所	49,000kW
風力発電	・度会ウインドファーム（2期）	22,000kW
中小水力発電	・馬野川小水力発電所	199kW

※現在、太陽光発電のほか、風力発電（津市、伊賀市、松阪市等）などの事業計画があります。

(1) 太陽光発電

令和3年度の導入実績（令和2年度末の集計値。以下同様。）は229万9千kWであり、令和3年度の導入目標値199万kWに対する進捗率は115.5%です。

太陽光発電については、令和4年4月1日より、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が改正され、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法が適用されることとなります。この法改正により、FIP制度※の創設、廃棄等費用に関する外部積立てが義務化されます。

また、令和3年10月に公表された第6次エネルギー基本計画では、さらなる再生可能エネルギーの導入目標が示されていることから、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、地域との共生が図られるよう適正な導入を進めていく必要があります。

※Feed-in Premiumの略。固定価格買取制度（FIT）と異なり、市場価格にプレミアム価格を上乗せする制度。

(2) 風力発電

令和3年度導入実績は18.1万kWであり、令和3年度の導入目標値に対する進捗率は90.2%です。地域住民をはじめとする関係者から、事業に対する不安や反対の声が上がっている案件が見受けられることから、事業者において地域との十分なコミュ

ニケーションが図られるとともに、最大限の環境保全措置が講じられるよう指導・助言が必要です。

(3) バイオマス発電・熱利用

令和3年度のバイオマス発電の導入実績は10万6千kW（進捗率91.2%）、熱利用の導入実績は5万2千kW（進捗率85%）です。燃料の国内調達が大きな課題であり、地域内で燃料の調達や電気・熱利用を促進するエネルギーの地産地消に向けた取組が重要です。

(4) 太陽熱利用、燃料電池

太陽熱利用（進捗率70.1%）、燃料電池（進捗率35.9%：エネファーム）は、ヒートポンプ式給湯器（エコキュート）と熱利用の目的で競合することなどから、進捗率は伸び悩んでいます。太陽光発電パネルと集熱パネルが一体となった一体形集熱器（PVT）や、国の様々な支援策に関する普及啓発の取組が重要です。

3 その他の取組

(1) 家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギーの高度利用について

令和2年度は、国の「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」を活用し、中小企業に対する無料省エネ診断の実施を促すとともに、企業の生産プロセスの改善や省エネに資する設備導入を促進してきました。

令和3年度も引き続き国の支援策の活用や情報収集に努め、新型コロナウイルス感染症対策に留意しながら、夏季（5月）・冬季（11月）の節電・省エネ呼び掛けなど、家庭や事業所の省エネに取り組みました。

(2) 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進について

令和2年度は、県及び市町が参加する三重県新エネルギー政策連絡会議（3月）において、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の運用状況や、市町からのバイオマス産業都市について情報共有を行いました。

令和3年度は、引き続き尾鷲三田火力発電所跡地活用に関する「おわせSEAモデル協議会」にオブザーバーとして参加し、木質バイオマス発電によるエネルギー地産地消・地域活性化の取組支援を行いました。

また、県及びメガソーラー事業者、関係市町、商工会議所で構成する「木曽岬干拓地メガソーラー設置運営事業連絡会議」において、地域活性化の取組状況等について情報共有を図りました。

(3) 環境・エネルギー関連産業の育成と集積について

令和2年度は、エネルギー関連技術に関する企業との共同研究として、「生産性向上に資する省エネ型セラミックス製造技術※」をはじめ、7件の共同研究を実施しました。※強度を保つつつ低い温度で焼く技術

令和3年度は、「バイオマス由来のメタンとCO₂を利用した改質技術」をはじめとする先導的な共同研究（4件）を実施しました。

(4) 次世代の地域エネルギー等の活用推進について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策によりイベント等が中止となるなか、中部FCV水素供給インフラ整備推進会議への参画等による情報収集に努め、環境パネル展（10～11月）において、燃料電池自動車等のパネル展示による水素エネルギーに係る普及啓発に取り組みました。

令和3年度は、環境パネル展（8月）による普及啓発を行うとともに、中部FCV水素供給インフラ整備推進会議へ参画しました。

さらに、県は、2050年のカーボンニュートラル達成に向け、中部圏における大規

模水素サプライチェーンの社会実装を地元自治体や経済団体等が一体となって実施するため、岐阜県、愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会、中部経済同友会及び中部圏水素利用協議会と「中部圏における大規模水素社会実装の実現に向けた包括連携協定」を、令和4年2月21日（月）に締結しました。

また、この取組を推進するための「中部圏大規模水素サプライチェーン社会実装推進会議」を、同日付で設立しました。

- ・会長：愛知県
- ・副会長：中部圏水素利用協議会
- ・参加団体（自治体）：岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市
(経済3団体)：名古屋商工会議所、中部経済団体連合会、中部経済同友会
中部圏水素利用協議会（民間18社代表）

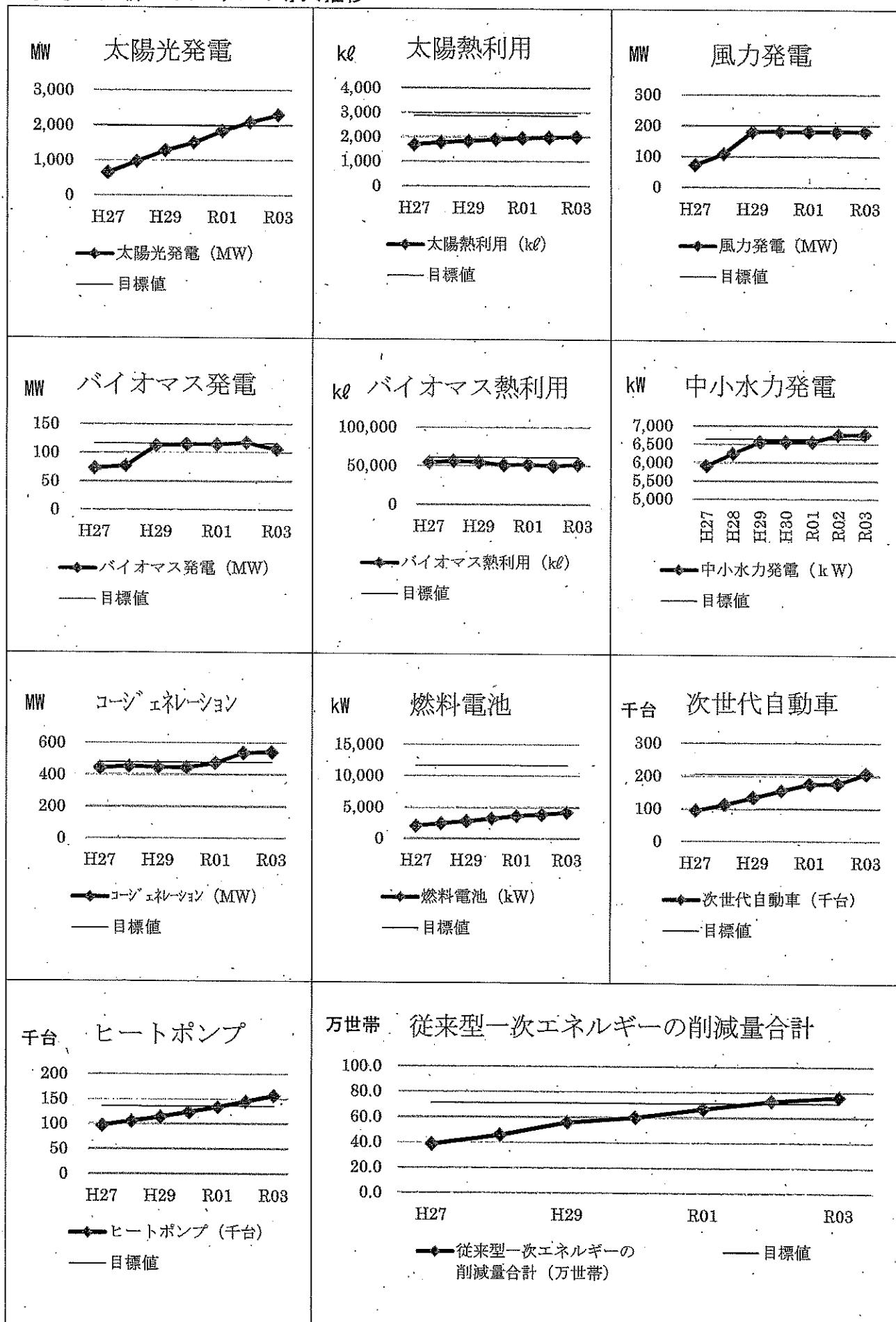
（5）新型コロナウイルス感染症対策により見直した会議など

- ・令和3年度の取組で開催を見合わせたもの
太陽光発電設備の保守点検等研修
- ・令和3年度の取組でオンラインにより開催したもの
三重県省エネセミナー（主催：百五総研、共催：三重県）
木曽岬干拓地メガソーラー設置運営事業連絡会議（事務局：三重県）

＜参考1＞新エネルギー導入実績と目標 令和3年度（令和2年度集計）

	令和2年度実績 (令和元年度集計)	令和3年度実績 (令和2年度集計)	
	現状値	上段：実績値 下段：目標値	目標達成状況
太陽光発電	2,086,478kW (331,320世帯)	2,299,222 kW(365,100世帯) 1,990,002 kW(316,000世帯)	115.5%
	1,980 kJ (1,070世帯)	2,011 kJ(1,090世帯) 2,867 kJ(1,600世帯)	
太陽熱利用	180,655 kW (44,130世帯)	180,655 kW(44,130世帯) 200,177 kW(48,900世帯)	70.1%
	117,680 kW (100,620世帯)	105,630 kW(90,320世帯) 115,816 kW(99,000世帯)	
バイオマス発電	50,122 kJ (27,170世帯)	51,943 kJ(28,160世帯) 61,122 kJ(33,100世帯)	85.0%
	6,759 kW (4,950世帯)	6,759 kW(4,950世帯) 6,640 kW(4,870世帯)	
中小水力発電	538,936 kW (154,720世帯)	542,781 kW(155,820世帯) 477,634 kW(137,100世帯)	113.6%
	3,912 kW (1,110世帯)	4,199 kW(1,190世帯) 11,702 kW(3,300世帯)	
燃料電池	176,553台 (34,930世帯)	206,735台(40,910世帯) 205,915台(40,700世帯)	100.4%
	145,105台 (29,890世帯)	156,434台(32,220世帯) 135,731台(28,000世帯)	
従来型一次エネルギーの削減量合計（世帯換算）	729,910世帯	763,890世帯	107.2%
		712,570世帯	

<参考2>新エネルギーの導入推移



(8) 脱炭素社会実現に向けた構造転換推進方針検討会議について

1 検討会議の設置について

令和3年4月22日、23日に開催された気候変動に関する首脳会議において、我が国は、令和12(2030)年度において、温室効果ガスの平成25(2013)年度から46%削減を目指すことを宣言するとともに、さらに、50%削減の高みに向け、挑戦を続けていく決意を表明しました。この目標を達成していくためには、可能な限りクリーンなエネルギーを用いて、あらゆる面で物理的資源の利用を削減していくことが必要です。

また、国は、次なる成長につなげていくため令和3年6月に「グリーン成長戦略」を示したところであり、脱炭素社会に向けたビジネスの創出にあたっては、本県においても、四日市臨海部の産業集積など県内産業の強みを生かし、環境と経済の両立を具現化していく必要があります。

このような認識のもと、脱炭素社会実現に向けた対応策の検討などについて議論を行うため、有識者で構成する「脱炭素社会実現に向けた構造転換推進方針検討会議」を立ち上げ、第1回及び第2回の会議を令和4年2月3日、15日にオンラインで開催しました。

2 これまでの議論の概要

検討会議では、カーボンニュートラルの実現に向けた各業界における動向を踏まえ、三重県において成長が期待される産業分野、それらの成長分野において具体的に取り組むべき内容について議論を行い、委員からは次のようなプロジェクト化していくべきテーマや意見が出されました。

① 自動車産業

・自動車の電動化に向けた技術開発支援

カーボンニュートラル実現に向けて自動車の電動化が進む中、自動車関連産業の中小企業が電動化への対応や新たな分野への挑戦、業態転換等に前向きに取り組めるよう、専門家による必要な技術開発支援（部品の軽量化、エンジンやモーターの性能・効率向上、新素材の開発等）を行うべき。

・工場、事業所のCO₂削減に向けた省エネ活動や再生可能エネルギー発電の導入支援

工場や事業所の生産工程等でデジタル技術を活用し、業務改善や生産性の向上を図ることで、エネルギーの効率的な利用を行い、省CO₂化を進めていくべき。また、自社での再生可能エネルギー発電の導入について支援していくべき。

② 四日市コンビナート

・中部圏水素利用協議会と連携した水素の利活用促進に向けた取組

発電、輸送、化学、石油精製をはじめとする様々な産業分野の脱炭素化を行うことが期待される水素の利活用促進に向けて、中部圏水素利用協議会（トヨタ自動車株式会社

など18企業が参加)と連携し、取組を進めるべき。

・三重県水素社会モデルの策定・実証の実施

産業特性や地理的優位性等、本県の強みを活かした独自の水素社会実装モデルを策定・実証し、水素の利用拡大や水素サプライチェーンの構築につなげていくべき。

③ 再生可能エネルギー

・地域課題解決のための再生可能エネルギーの活用

防災や雇用、人口減少対策をはじめ、全国には様々な地域の課題があるなか、地域独自のバイオマスを電力や熱として活用することで、その解決に取り組んでいる。

三重県においても、このような事例を参考としながら単に模倣するのではなく、県の有する地域特性に応じた資源に着目し、雇用創出と再生可能エネルギーの活用を同時に実現する方策を検討するべき。

・地域のモビリティと再生可能エネルギーの有効活用

脱炭素社会の実現に向けて、自動車の「シェアリングエコノミー」が広がりを見せつかる。一方、路線バスなど公共交通機関を維持することは、サービスを維持する自治体にとっての財政的負担となっている。

このような状況を踏まえ、地域の再生可能エネルギーと蓄電池(EV)を活用した、地域新電力を核とする新たなビジネスモデルを構築するべき。

・太陽光パネルリサイクル問題への対応

再生可能エネルギー発電の導入が促進される一方、近い将来に見込まれる太陽光パネルの大量廃棄問題に対応する必要がある。

大量廃棄問題は今すぐ生じるものではないが、必要な時に対応できるよう、静脈産業における新ビジネスの展開・支援にも着目すべき。

3 今後の予定

令和4年3月23日(水)に第3回の検討会議を開催し、令和4年9月目途の成案に向けた中間案の取りまとめを行います。

また、来年度は産業分野ごとにワーキンググループを設置し、各プロジェクトの具現化に向けて検討を進めています。

なお、四日市コンビナートの競争力強化に向けては、四日市市と連携して「四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会」を新たに設置し、3月22日(火)に第1回検討委員会を開催することとしています。

検討会議の委員 ※敬称略 ◎座長

石川 浩二 : NTN 株式会社 執行役員 自然エネルギー商品事業部担当
上野 崇 : 中部電力株式会社 事業創造本部 事業戦略ユニット 課長
◎江崎 浩 : 東京大学大学院情報理工学系研究科 教授
デジタル庁チーフアーキテクト
中島 高英 : 東京大学グリーン ICT プロジェクト ステアリング委員
株式会社シムックスイニシアティブ 代表取締役CEO
成迫 剛志 : 株式会社デンソー 研究開発センター クラウドサービス部長
古野 志健男 : 株式会社 SOKEN エグゼクティブフェロー
社団法人日本自動車部品工業会 技術顧問
前澤 浩士 : 昭和四日市石油株式会社 代表取締役社長
松川 裕二 : JFE エンジニアリング株式会社
取締役専務執行役員 リサイクル・発電事業本部長
村上 孝久 : 三菱ケミカル株式会社 三重事業所 企画管理部長

(オブザーバー : 四日市市商工農水部商工課長)

(9) 中小企業・小規模企業の振興について

1. 県内経済情勢について

県内の経済情勢について、令和3年12月の経済指標では、「新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続いているものの、持ち直している」※と総合判断しています。

本県においては、昨年10月に新型コロナ第5波が収束し、回復への期待が高まりました。しかし、本年1月には第6波の急拡大により、再びまん延防止等重点措置が発出され、移動自粛や時短営業により宿泊業、飲食サービス業等への影響が出ていることに加えて、原油・原材料価格の高騰をはじめとする企業物価の上昇等により中小企業・小規模企業の先行きは厳しさがみられます。

※三重県県内経済情勢（令和4年3月1日 三重県戦略企画部）

2. 中小企業・小規模企業の事業継続に向けた支援

感染拡大と収束を繰り返すコロナ禍の影響により中小企業・小規模企業の売上の回復は遅れており、事業継続に向けて資金繰りは重要な課題となっています。

また、コロナ禍による生活様式や経営環境の変化に対応するためには、さらなる生産性の向上や業態転換の取組が必要です。

そこで、中小企業・小規模企業がコロナ禍を乗り越えて事業を継続できるよう、環境変化に対応した支援策を実施しています。

(1) 資金繰り支援

令和2年2月以降、中小企業融資制度において、新型コロナ関連の新制度の創設や制度改正等、事業者に寄り添った対策を適時適切に行った結果、令和4年2月末までの保証承諾実績は累計22,679件、4,090億円に達しました。

令和3年度は、経済状況の持ち直しに伴いしばらく資金需要は落ち着いたものの、第6波の影響を受けている事業者においては、戻りつつあった売上が失われ、返済原資の確保が厳しい状況となっています。

今後、さらなる借入れが過剰債務となり回復の支障となる懸念があることから、本業を支える対策や過剰債務の解消に向けた経営改善の支援が必要です。

(ア) 三重県中小企業支援ネットワーク推進事業

借入返済前の中小企業・小規模企業が順調に返済できるよう、三重県信用保証協会に配置した10名の経営改善コーディネーターが、県内5地域（四日市、鈴鹿、津、伊勢、伊賀）において、金融機関や商工団体等の支援機関と連携し、売上や利益の確保に向けた経営改善の支援を行っています。

主に金融機関からの要請に基づき、2月末までに622者、延べ954回の訪問支援を実施し、このうち57者は中小企業診断士による専門家派遣を活用し、経営改善に取り組んでいます。

(主な取組例)

- ・専門家派遣を活用し、予算管理・情報共有の仕組みを構築。経費の節減、キャッシュの確保に向けた取組を実施（運送業・介護事業）
- ・専門家派遣を活用し、効果的な在庫処分によって売上を確保しながら、新たなターゲット層を掘り起こす販売戦略の取組に着手（衣料品小売業）
- ・海外進出による事業の立ち上げと人材確保に向けた事業計画を金融機関の担当部署の支援を受けて実施（ソフトウェア業）

(イ) みえ資本力強化プラットフォーム

新型コロナ等の影響により財務内容が傷んだ中小企業・小規模企業の財務基盤を健全化し、事業の再生・再成長へつなげていくため、令和3年7月に県内金融機関をはじめとする官民の関係機関が一体となって資本支援を行う「みえ資本力強化プラットフォーム」を立ち上げました。

プラットフォーム参画機関において、これまで資本性劣後ローンを中心には、47件、50億円を超える資本支援を行い、かつ資本支援と連動した金融支援として、58件、40億円を超える融資等の支援を行っています。

また、プラットフォーム発足以降、政府系金融機関と民間金融機関の間で、新たな資本支援に関する業務提携や支援策の創設が進み、資本支援の効果的な実施に向けた勉強会や相談会を開催しています。

(2) 生産性向上・業態転換支援

中小企業・小規模企業がコロナ禍を乗り越えるため、事業再構築に取り組む際の手法についての解説と県内外のビジネスモデル事例を掲載した、「事業再構築ガイドブック」を10月に公表し、併せてセミナーを開催しました。

また、事業者がさらなる生産性向上や業態転換など、アフターコロナを見据えた経営計画を策定し、これを実現するための取組に対して補助を行いました。

<三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金（全3回実施）>

対象者：中小企業・小規模企業（全業種）

補助金額：50～200万円 補助率：1／2～4／5

採択件数：730件（申請件数1,484件）

交付決定額：11億1,595万円

(主な取組例)

- ・農林水産業によるホテル・飲食店以外への販路開拓（ネット販売等）
- ・食品製造業から小売業への進出（ラベルプリンター等の機器導入等）
- ・飲食店におけるセルフオーダーシステム導入
- ・飲食店によるキッチンカーを活用した店舗外への販路開拓
- ・観光業等によるアウトドア需要の取り込み（グランピング場整備等）
- ・建設業におけるウェアラブルカメラを活用した現場確認の省力化
- ・製造業における自社加工技術を生かしたオリジナル商品の開発 等

(3) コロナ禍における「みえの食」の新たな価値創出および販路開拓等支援

新型コロナ等の影響により社会環境が大きく変化する中、「みえの食」がさらなる販路拡大を図るために、ライフスタイルや消費者ニーズの変化に対応した価値を創出し、その魅力を的確に発信することが必要です。

そのため、食関連事業者の地域や業種を超えた連携を促進するとともに、販売や情報発信の最前線で活躍するセレクトショップバイヤーや生活情報雑誌の編集者、料理研究家をアドバイザーとした連続講座を開催し、商品やサービスへの新たな価値の創出、首都圏等における情報発信を支援しました。

また、コロナ禍において売上を大きく伸ばしているECサイトを活用した販路拡大を支援しました。

<連携促進・商品開発等支援>

- ・オール三重プロジェクト事業（多様な連携推進事業）

講座およびワークショップの開催：5回

参加事業者：17社

成果品（別紙参照）：コラボ商品の開発：11品

アレンジレシピの開発：13品

※ライフスタイル情報誌および同誌オンラインサイトにて情報発信

※東京、神戸、伊勢において、成果品の販売会を実施

<販売拡大支援>

- ・ECサイトブラッシュアップセミナー

講座およびワークショップの開催：6回

参加事業者：22社

3. 今後の取組方向

資金繰り支援について、「セーフティネット資金」等を活用し、引き続き手厚い支援を実施するとともに、借入れた資金を順調に返済できるよう、本業の回復を図るための経営改善を支援します。

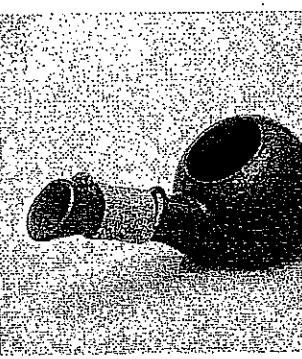
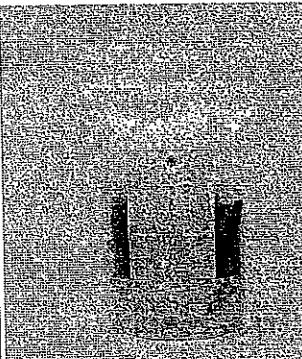
また、「みえ資本力強化プラットフォーム」を通じ、過剰債務等によって経営体力が低下した企業に対する効果的な資本支援を行い、事業の再生・再成長に向けた抜本的な経営の立て直しを支援します。

生産性向上・業態転換支援について、新年度に募集を再開するとともに、補助事業を採択した事業者が着実に事業を実施して成果を出せるよう、商工団体と連携し、フォローアップを行います。

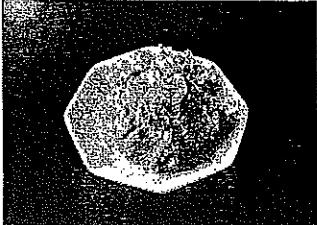
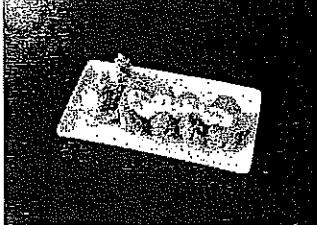
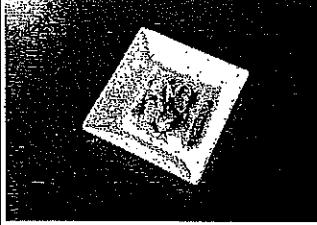
「みえの食」の販路開拓等について、引き続き、生活スタイルや消費者ニーズの変化に対応した商品開発等を支援するとともに、様々なチャンネルを通じて販路拡大の機会を創出します。

オール三重プロジェクト事業開発商品（抜粋）

(別紙)

商品名	商品写真	事業者による商品コメント	事業者	内容量	参考価格 税込(円)
1 オリジナル麻袋トートバッグギフトセット		<p>コーヒー豆梱包用の麻袋でオリジナルのトートバッグを作製し、バリスタ日本チャンピオンがおすすめする自家焙煎コーヒーとガトーショコラを詰め合わせたセットです。</p> <p>本来なら廃棄処分する麻袋を再利用することで、SDGsの取組を進めるとともに、麻袋そのもののデザインを生かした個性豊かなバッグになっています。</p>	UND-K×衣 GENERALSTORE	1セット (トート バッグ1 個、コ一 ヒー 200g、九 華ショコ ラ1袋)	5,500
2 ソロツーキット		<p>ソロツーリングやソロキャンプなど、楽しい時間や空間づくりに活躍するギアセットです。</p> <p>バイクマフラーに使用するチタンの端材や製造技術を活用したカップと天然木材で手作りしたプレートに、日常使いもできるみいと織のバックがセットになっています。</p> <p>さらに、オプションで一人用のハム・ソーセージをセットにすることで、ピクニックなどでも楽しんでいただけます。</p>	クラフトアルマ ジロ×もくい ち・マルゴ×衣 GENERALSTORE× 角屋	1セット (チタン カップ3 個、ブ レーント 1枚、バッ グ1個、 ハム・ ソーセー ジ)	22,000
3 ほうろく		<p>かつてはどの家庭でも使用されていたとされる焙烙を四日市萬古焼で再現しました。</p> <p>お茶葉やコーヒー豆などを焙烙で焙じることで、香りや香ばしさが一層引き立ち、アウトドアでも気軽に楽しんでいただけます。</p> <p>また、持ち手には伊賀くみひもを使用しています。</p> <p>色は茶と黒の2色展開となります。</p>	藤総製陶所×前 沢組紐店	1個	5,720
4 かりんとうは にい		<p>みえの伝統野菜である「伊勢芋」をはじめ、丸大豆醤油や自家製はちみつなど、三重県産の原料にこだわりました。</p> <p>醤油の香ばしい風味やはちみつの優しい甘さがアクセントになり、三重の魅力が詰まった素朴なかりんとうです。</p>	松治郎の舗×下 津醤油	1袋	540

オール三重プロジェクト事業アレンジレシピ（抜粋）

アレンジレシピ名	写真	料理家兼インスタグラマー 植木俊裕氏 からのコメント	事業者（食材）
1 三重甘たれパブ チキン ～魚醤とはちみ つ入り～		<p>伊勢地域では、伊勢うどんにも使われる伊勢たまり醤油をベースにした甘たれで食べる唐揚げが人気です。それを三重県産の魚醤とはちみつを使ってアレンジしたメニューです。魚醤とはちみつの組み合わせが絶品です。</p>	海童工房魚寅 (カタクチ鰯の魚醤油) × 株式会社松治郎の舗 (はちみつ)
2 二軒茶屋ホップ 入り タルタルと伊勢 湾カキフライ		<p>伊勢湾といえばカキが有名。カキフライも身がぱりっとしまってて美味しいのですが、今回はビールのホップをタルタルソースにトッピングしました。苦味を効かせてカキのうまみと合わせて、お酒に合うカキフライにしてみました。</p>	株式会社A-LINE (カキフライ) × 有限会社二軒茶屋餅角屋本店 (ホップ)
3 みえの伝統野菜 伊勢芋のチーズ 焼き		<p>三重に古くから伝わる伝統野菜「伊勢芋」。じゃがいもでもなく、長芋でもなく、ホクホクした独特の食感を味わってほしいです。</p>	下津醤油株式会社 (伊勢芋)
4 伊勢湾カキのア ヒージョパイ ～あおさ入り特 製パイ～		<p>伊勢湾のうまみ、カキとあおさをぎゅっと組み合わせてアヒージョパイにしてみました。あおさ入りのパイ生地は、長島食品に特別に作っていただき、カキとの相性も抜群。ぜひ食べてほしい一品です。</p>	長島食品株式会社 (あおさ入り特製パイ) × RevitaFish (カキのアヒージョ)
5 白玉あんこ＆ コーヒーゼリー ～伊勢製館所の 特製あんこ使用 ～		<p>創業時から変わらぬ味を守っている伊勢製館所の粒あんをバリスタチャンピオンのUND-K特製コーヒーゼリーと組み合わせてスイーツにしました。ぜひ食べてみてほしい味と組み合わせです。</p>	株式会社UND-K (コーヒーゼリー) × 伊勢製館所株式会社 (おいしいつぶあん)
6 三重柑橘サワー (セミノール)		<p>三重県の南部は柑橘が豊かに採れる地域です。そこで栽培されているセミノールというみかんの強い酸味にびっくり。それがおいしくてサワーにしたら間違いないなと。太鼓判の一品です。</p>	辻製油株式会社 (目覚めのセミノール)

(10) 企業誘致の推進について

1 令和3年度の取組

新型コロナウイルス感染拡大の影響による不透明感があるものの、新名神高速道路の開通等による操業環境の向上もあり、県内への企業の立地ニーズは高く推移しています。一方、企業訪問や大都市圏での企業セミナー開催など従来の誘致活動に制約がある中、企業との面談においてもオンラインを活用するなど工夫しながら、積極的な誘致活動を展開しました。

また、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策として、企業のサプライチェーン強化に向けた支援を実施しました。

この結果、令和3年度は、誘致件数は41件、投資額約800億円を超える見込みとなっています（誘致件数については、5月末に発表予定の工場立地動向調査の件数が加わります）。

(1) 令和3年の主な投資案件

①外資系製造工場の新規立地 ~王子製薬株式会社~

2021(令和3)年2月、シンガポール資本でボール状洗剤等を製造・販売する王子製薬株式会社(本社:大阪市)が、日本国内では初めてとなる大規模な洗剤製造工場を、津市内に建設することを決定しました。同年8月より工場の建設が開始されています。



建設場所（津市）

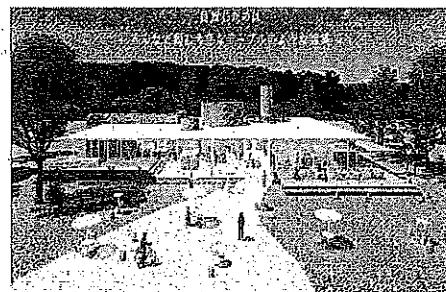
- ・投資額 約34億円
- ・新規雇用人数 約150人
- ・操業開始予定 2022(令和4)年

②県内事業所への研究開発施設の新設 ~コクヨ株式会社~

2021(令和3)年5月、コクヨ株式会社(本社:大阪市)が、名張市にある三重工場へ先行技術開発の拠点となる研究施設を建設することを決定しました。

同社による工場への研究施設の建設は初めてであり、L.L.家具の研究開発が行われる予定です。

- ・投資額 約13億円
- ・新規雇用人数 約20人
- ・操業開始予定 2023(令和5)年



研究施設イメージ図

※L.L.家具（リビング・ライク家具）
自宅のような居心地の良さと機能性を追求した家具を指す。働き方改革やテレワークの増加により、近年需要が高まっている。

(2) 三重県サプライチェーン強靭化促進緊急対策補助金

新型コロナウイルス感染拡大により、素材・部材の調達や製品の出荷が滞るなど、サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、これを機に強靭なサプライチェーンを構築しようとする企業に対して、設備投資や海外からの移転に要する費用等を支援しました。(交付決定企業数20社)

(分類別交付企業数)

① 転換型 10社(170, 283千円)

強靭なサプライチェーンを構築するために実施する、海外及び県外で生産していた製品の県内製造への転換又は他社に外注していた製品の県内事業所での内製化への転換。

② 増強型 10社(148, 336千円)

強靭なサプライチェーンの構築に寄与するために実施する生産能力の増強。

2 現状と今後の対応方針

(1) 現状と課題

カーボンニュートラルに向けた産業構造の転換や、IoT、AI等の急速な技術革新によるDXの推進が求められるなか、企業においては、これに対応した成長戦略の取り込みと人材の確保・育成が大きな課題となっています。

また、三重県においては、若者の流出などによる生産年齢人口の減少や、旺盛な需要に対応する産業用地の不足が顕著になっています。

こうした状況を踏まえ、県内産業が変化に柔軟に対応し、持続的に発展していくよう、効果的な企業誘致と再投資の促進を展開していく必要があります。

(2) 今後の対応方針

①補助制度の見直し

- ・成長産業立地補助金の対象分野として、国のグリーン成長戦略を踏まえグリーン・デジタル分野を追加します。
- ・補助要件以上の新規採用者（中途採用者を含む）に対して、補助金額を加算する措置を創設します。

②産業用地の適地調査

- ・特に産業用地が不足している北勢地域を中心に、新たな用地開発が促進されるように産業用地の適地調査を行い、市町や開発事業者への情報共有などを通じて産業用地の開発を促進します。

(1.1) 観光振興について

1 ニューノーマルに対応した観光地の環境整備について

令和3年度は、観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしんみえエリア）」の実施など、各事業者における感染防止対策の取組を推進し、安全・安心な旅を提供するための体制づくりに取り組んできました。

加えて、安全・安心な観光地づくりを促進するため、ニューノーマルに対応した観光地での受入環境を整備することを目的に、鳥羽市相差地区と志摩市において、以下の実証事業を実施しています。

(1) 鳥羽市相差地区

○小型モビリティによる行先の分散化

新しい移動手段として、電動キックボード10台を導入し、相差地区内の3ヶ所で貸し出すとともに、デジタルマップで相差地区内のスポットを魅力的に紹介することで、行先を分散化。

○AIを活用した宿泊施設大浴場の混雑度合の可視化

相差地区内6つの宿泊施設の大浴場出入口に、AIを活用して人の出入りを感知する機材を設置し、宿泊客のスマホに大浴場の混雑具合をリアルタイムに配信して可視化することで、大浴場の混雑化を回避。

(2) 志摩市

○小型モビリティによる行先の分散化

新しい移動手段として、Eバイク5台、電動キックボード2台、最新電動自転車10台を導入し、志摩市内の4か所で貸し出すとともに、デジタルマップで市内のスポットを魅力的に紹介することで、行先を分散化。

○デジタル観光ガイドによる周遊の促進

レンタサイクルのオンライン予約やLINEを活用した情報発信ができるデジタル観光ガイドを整備することで、接触機会を低減しながら周遊を促進。

今後は両地域がそれぞれ主体となり、ニューノーマルに対応した観光地での受入環境整備を継続して進めていきますが、本実証事業の成果を県内各地域に共有することにより、安全・安心な受入体制が地域単位で整備されるよう取り組んでまいります。

2 観光DXについて

観光産業のさらなる発展に向けて、観光業におけるDXを推進し、市町・観光関連団体・観光事業者がデータを活用したマーケティング活動を行える環境を整備するため、「三重県観光マーケティングプラットフォーム」を構築しています。

旅行者一人ひとりのニーズが多様化している中、本県を訪れた方々にリピーターやファンとなっていただくため、三重県観光連盟の公式サイト「観光三重」で

旅行者に利便性のある機能を提供しつつ、旅行者データ（興味・関心、宿泊情報など）を的確に把握し、旅行者と継続的により良い関係性を築くための仕組みとして、観光CRM（Customer Relationship Management）を取り入れています。

また、把握した旅行者データを活用し、旅行者一人ひとりの興味・関心・タイミングに合わせた情報やクーポンを自動的に発信する仕組みとして、MA（Marketing Automation）を備えています。

○三重県観光マーケティングプラットフォームの機能

①旅程作成機能	旅行者の条件や興味・関心に合わせてAIがおすすめモデルコースを提案する機能
②地域OTA機能	旅行者が地域の宿泊やアクティビティをオンライン予約できる機能
③周遊促進機能	県内協力施設・店舗でアンケートに答えた数に応じてプレゼントキャンペーンに応募できる機能
④クーポン機能	観光事業者がクーポンを発行し、旅行者がお得なクーポンを利用できる機能
⑤旅行者データ管理機能 (観光CRM)	①～④で収集した旅行者データを一元管理し、旅行者の興味・関心を把握する機能
⑥情報発信機能 (MA)	⑤の旅行者データを活用し、旅行者一人ひとりのニーズやタイミングに合わせて情報発信する機能

今後、市町・観光関連団体・観光事業者がプラットフォームを活用できるようになるための研修や個別サポートを実施するとともに、プラットフォームを活用する旅行者を増やしていくためのプロモーションを展開することにより、戦略的な観光マーケティングに取り組み、観光DXを推進してまいります。

3 観光需要喚起策について

(1) 株式会社ポケモンと連携した観光振興

①包括連携協定の締結

三重県と株式会社ポケモン（東京都港区、代表取締役社長：石原恒和）は、令和3年12月21日、「ポケモンローカルActs」の取組を活用し、三重県の活性化に連携、協力して取り組むことを目的に、観光振興や県産品の振興、公共交通機関の利用促進など8項目について、包括連携協定を締結しました（協定期間：令和3年12月21日から令和8年3月31日まで）。



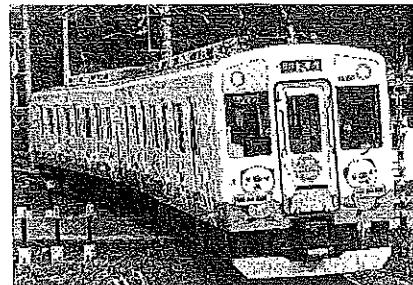
②「ミジュマル」が「みえ応援ポケモン」に就任

ゲーム『ポケットモンスター』シリーズに登場するポケモン「ミジュマル」が、「みえ応援ポケモン」として、さまざまな取組を通じ、三重県を盛り上げていきます。

ア 「ミジュマルトレイン」の運行

令和4年1月17日から近鉄線の伊勢中川駅と賢島駅との間を中心に「ミジュマル」が電車の外装と内装にラッピングされた「ミジュマルトレイン」の運行を開始しました。

さらに、近鉄の鳥羽駅においても、各所でミジュマルの装飾が施されています。



ポケットモンスター・ポケモン・Mewtwoは任天堂・精灵宝可梦・ゲームフリークの登録商標です。

イ コラボ商品の販売

令和4年1月28日から、「無洗米 結びの神」や「尾鷲ヒノキのコースター」等の県産品と「ミジュマル」とのコラボ商品（3月8日現在：15商品）が開発、販売されています。

ウ 「ポケふた」の設置

ポケモンがデザインされたマンホール蓋「ポケふた」について、令和4年3月10日、第1弾として、四日市市・津市・伊勢市・鳥羽市・志摩市・伊賀市・熊野市の7市に寄贈され、お披露目を行いました。「ポケふた」には、それぞれ「ミジュマル」をメインとして、寄贈先の市をイメージさせるイラストが描かれています。今後、希望する県内市町に寄贈される予定です。

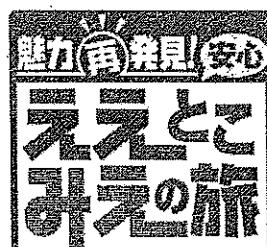
(2) 旅行商品造成・販売事業

新型コロナウィルス感染症拡大の影響により、県内観光地での消費や交通機関（鉄道、バス、タクシー及びレンタカー等）の利用が大きく減少し、観光事業者や交通事業者の経営に甚大な影響を及ぼしています。

このため、旅行事業者が交通事業者等と連携した県内を目的地とする旅行商品の造成・販売を行う事業を実施し、県内観光関連事業者を支援するとともに、県民等に三重の魅力を再発見してもらうことを目的として、「県内旅行商品造成・販売事業」を令和3年10月22日から実施しました。

令和4年2月28日時点で8,001人（宿泊：705人、日帰り：7,296人）を送客しました。

引き続き、新型コロナウィルス感染症の状況を踏まえつつ、交通事業者等と連携した取組を進め、県内観光関連事業者を支援してまいります。



(3) 教育旅行支援

新型コロナウィルス感染拡大の長期的な影響を受けている県内観光関連事業者の早期回復を支援するとともに、県内の子どもたちが自然や歴史・文化等をはじめとする県内各地域の魅力に触れ、愛着が醸成されるよう、県内の学校が県内を目的地として実施する教育旅行に対して支援を行いました。

令和3年4月1日から令和4年2月中申請を受け付け、令和4年2月末現在で1,015校、児童・生徒75,941人に対して支援しました。

令和4年度も、引き続き、県内観光関連事業者の早期回復を支援するため、教育旅行に対する支援を実施していく予定です。

	日帰り		宿泊		合計	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
小学校	700	39,979	84	4,603	784	44,582
中学校	66	6,794	39	3,178	105	9,972
高等学校	108	20,231	8	986	116	21,217
特別支援学校	0	0	10	170	10	170
合計	874	67,004	141	8,937	1,015	75,941

4 志摩市における観光地づくり事業について

県内における持続可能な観光地づくりの取組を進めるために、令和3年度は、志摩市大王町波切地区において、地域内での旅行者の滞在時間の増加及び観光消費の拡大等を目的として、令和3年11月6日から令和4年1月10日まで、新たな観光魅力創出のため、以下の実証事業を行いました。



(1) クラウド・キッチン「がけっぷちカフェ」の運営

大王崎灯台と太平洋を望む「八幡さん公園」において、期間中の毎週土曜日と日曜日、デリバリー形式のオープンカフェを運営しました。メニューには「かつおバーガー」、「きんこマフィン」、「波切のところてん」など地元の食材を積極的に活用しました。

期間中の利用者数は400人を超え、また、期間中の大王崎灯台の参観者数が6,000人に迫るなど、地域の観光振興に貢献しました。

(2) 「伊勢志摩ナゾトキスタンプラリー@大王崎」の実施

来訪者が大王崎周辺地区での滞在を楽しみながら地域の魅力を知るために、ゴールすると抽選で地元特産品が当たるデジタル周遊スタンプラリーを実施し、期間中1,145名の方に参加いただきました。



(3) 無人店舗「良心市（りょうしんいち）」の運営

来訪者が地域の特産品を購入できる場所として無人販売所を運営し、地元高校の生徒等が開発したカツオのカレーなど30品目を販売、加えて真珠のアクセサリーが入ったカプセルトイなどを設置しました。

県内各地の観光地づくりが推進されるよう、この大王町波切地区におけるモデル事業の成果やノウハウを、構造改革に取り組む県内各地の観光地に共有するため、令和4年3月11日に実証事業の成果報告会を行いました。

(12) IRの動向について

国では、地域経済の活性化等を図るため、IR（特定複合観光施設）の整備を進めており、誘致を目指す都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）は、令和4年4月28日までにIR区域整備計画を作成し、国へ認定申請を行うこととなっています。本県では、令和元年時点で国の意向調査に対して、認定申請を行う予定がない旨、回答しているところです。

1 日本型IRの概要

(1) IR施設について

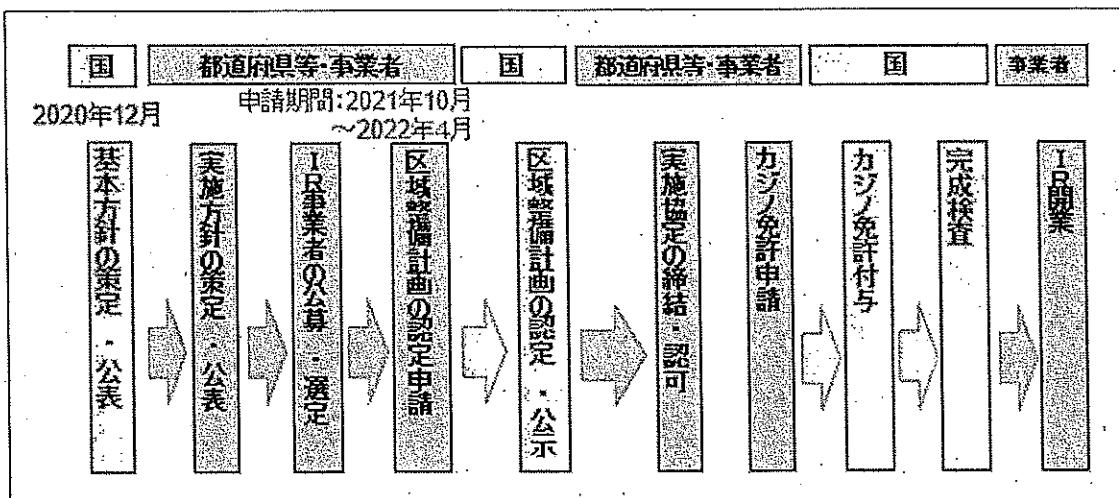
IR施設とは、カジノ施設に加え、「国際会議場施設」、「展示等施設」、「魅力増進施設」、「送客施設」、「宿泊施設」等から構成される一群の施設であり、民間事業者が設置・運営し、カジノの収益により採算性が担保され、集客及び収益を通じた観光振興など、新たな財源として期待されています。

カジノ施設は、1つのIRに一箇所だけ整備され、カジノ行為の用に供される部分の面積は、施設の床面積合計の3%以内に抑える必要があるなど、規模に一定の制約が課されています。

(2) IR開業までの手続きについて

令和2年12月、IR整備法（特定複合観光施設区域整備法）に基づく基本方針（特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針）が決定され、IRの区域整備計画の認定審査に係る基準等が定められました。

（※IR整備法の概要は別紙1、基本方針の概要は別紙2のとおりです。）



<区域整備計画認定までの流れ>

- ・IR誘致を目指す都道府県等は、基本方針に即して実施方針を策定し、IR事業者を選定します。そのうえで、IR事業者と共に、十分な調査等を踏まえて区域整備計画を作成し、令和3年10月1日から令和4年4月28日までの期間に、国土交通大臣に対して区域整備計画の認定を申請します。
- ・国土交通大臣は、公正かつ客観的な審査により区域整備計画を認定します（認定の上限数は3）。

なお、区域整備計画の最初の有効期間は10年間となっており、更新された計画の有効期間は5年間とされています。

(3) カジノ規制について

国は、健全なカジノ事業を実現するため、内閣府の外局として置かれる行政委員会として、令和2年1月7日にカジノ管理委員会を設立しました。同委員会では、カジノ事業の免許等に係る厳格な審査やカジノ事業者等に対する監督を行うとともに、依存症防止やマネーロンダリングなどの弊害防止対策に取り組みます。

カジノ免許は、区域整備計画とは別途、申請・更新が必要であり、免許の有効期間は3年間となっています。

2 IR誘致にかかる状況

国は、魅力ある日本型IRを実現するため、法制度の整備等を進めてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症等の影響により、IRを取り巻く状況は刻々と変化しています。IR誘致を進める地域において、関心を示していた複数の海外IR事業者が辞退を発表したほか、有力な候補地とされていた横浜市は、令和3年9月の市議会で誘致撤回を表明しました。

(1) 法制度の整備等にかかる経緯

時 期	内 容
平成28年12月	「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(IR推進法)成立・公布
平成30年7月	IR整備法成立・公布
令和2年1月	カジノ管理委員会設立
令和2年12月	IR整備法に基づく「基本方針」を決定するとともに、区域整備計画の認定申請期間(令和3年10月～令和4年4月)を定める政令を閣議決定
令和3年10月	区域整備計画の認定申請期間開始
令和4年4月	区域整備計画の認定申請期限

(2) IR誘致を進める地域の状況

時 期	地 域	内 容
令和3年9月	横浜市	IR誘致撤回を表明
令和3年11月	長崎県	IRの誘致に反対する市民団体が長崎県議会を訪れ、国への申請中止を求める請願書を提出
令和3年12月	大阪府市	大阪市が建設予定地の夢洲の土壤対策費として、約790億円を負担する考えを表明
令和4年1月	和歌山県	和歌山市議会にIR誘致の賛否を問う住民投票の条例案が提出され、本会議において反対多数で否決
令和4年2月	大阪府市	大阪市議会にIR誘致の賛否を問う住民投票の条例案が提出され、本会議において反対多数で否決

3 今後の対応

I Rについては、観光産業等の国際競争力強化や地域での就業機会の増加、地域経済の活性化などが期待される一方、周辺地域の治安悪化や青少年の健全育成への影響、依存症の増加といった社会的懸念など、地域に与える影響や住民の皆さんへの不安もあることから、県内で誘致を希望する地域があれば、まずは、地元でしっかりと議論いただき、地域における合意形成が適切に行われることが必要です。

県としては引き続き、決して誘致ありきではなく、中長期的な観点から、国の制度等にかかる情報収集を行うとともに、各都道府県等の動向等に注視していきます。

特定複合観光施設区域整備法案の概要

※IR推進法第5条：政府は、必要となる法制上の措置については、同法施行後1年以内を目指して講じなければならない。

1. 目的

- 適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与とともに、財政の改善に資することを目的とする

2. 特定複合観光施設（IR）区域制度

- 「特定複合観光施設」は、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示施設等、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、④送客機能施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設（⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む）であって、民間事業者により一体として設置・運営されるものとする
- 国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県又は政令市（都道府県等）による民間事業者との区域整備計画の共同作成・認定申請、国土交通大臣による区域整備計画の認定やIR事業者の監督等所要の制度を規定
- 認定申請に当たり、都道府県はその議会の議決及び立地市町村の同意、政令市はその議会の議決を要件化
- 認定申請に関する立地市町村の同意に当たっては、条例により立地市町村の議会の議決事項とすることも可能
- 認定区域整備計画の数の上限は3とする
- IR事業者に対し、カジノ収益の活用に当たって、国土交通大臣による毎年度の評価結果に基づき、IR事業の事業内容の向上、認定都道府県等が実施する施策への協力に充てるよう努めることを義務付け

3. カジノ規制

- IR事業者は、カジノ管理委員会の免許（有効期間3年・更新可）を受けたときは、カジノ事業を行うことができる。この場合、免許に係るカジノ行為区画で行う、免許に係る種類及び方法のカジノ行為については、刑法第185条（賭博）及び第186条（常習賭博及び賭博場開張等図利）は適用しない
- その他のカジノ事業関係者（主要株主等、カジノ施設供用事業者、施設土地権利者、カジノ関連機器メーカー等）についても、免許・許可・認可制とする
- カジノ施設を1に限定するほか、カジノ行為区画のうち面積制限の対象部分及び上限値を政令等で規定
- カジノ事業者に、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程（本人・家族申告による利用制限を含む）及び犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、免許申請時にカジノ管理委員会が審査（変更は認可が必要）
- 日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限。本人・入場回数の確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付け
- 20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等を禁止。カジノ事業者に対しても、これらの者を入場させてはならないことを義務付け
- このほか、カジノ行為の種類及び方法・カジノ関連機器等、特定金融業務（貸付け等）、業務委託・契約、広告・勧誘、カジノ施設等の秩序維持措置、従業者等について所要の規制を行う

4. 入場料・納付金等

- 日本人等の入場者に対し、入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ3千円/回（24時間単位）を賦課
- カジノ事業者に対し、国庫納付金（①カジノ行為粗収益（GGR）の15%及び②カジノ管理委員会経費負担額）、認定都道府県等納付金（GGRの15%）の納付を義務付け
- 政府及び認定都道府県等は、納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の法の目的等を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする

5. カジノ管理委員会

- 内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置。委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- カジノ事業者等に対する監査、報告の徵収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等について規定

6. 施行期日等

- 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、順次、政令で定める日から施行
- 最初の区域整備計画の認定日から起算して5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要がある場合に所要の措置。ただし、認定区域整備計画の数については、「7年を経過した場合」とする

◎ 要求基準(認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない基準)	
◆ 評価基準(3点)とその評価基準の基準)	◆ 要求基準(認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない基準)
<p>◆ 意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 國際的なMICEビジネスを開拓するとともに、長期滞在に対応した訪日外国人旅行を促進し、来訪客に国内各地を訪れて頂くことにより、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」を実現。 ○ IR整備に当たっては、①IR区域・施設に係る安全や健康・衛生の確保、②カジノ事業収益の公益還元、③都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実、④IR事業者等との接触ルールの策定、IR事業者のコンプライアンスの確保が極めて重要な前提条件。 <p>◆ 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国におけるMICE開催件数の増加。 ○ 2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献。 ○ 訪日外国人旅行者の国内各地の観光地への訪問の増加。 	<p>◆ 政令で定められた施設の規模要件等、基本的な要件を満たしていること。</p> <p>(1) IR区域全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトが明確で優れていること ・建築物のデザインが地域の新たな象徴となるうるものであること ・これまでにないスケールを持つこと ・ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること <p>(2) MICE施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MICEビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと ・重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと <p>(3) 能力増強施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信すること <p>(4) 送客施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地の觀光魅力を伝えるショーケース機能を持つこと ・旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を持つこと <p>(5) 宿泊施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有し、サービスの質が高いこと <p>(6) その他施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめるること <p>(7) カジノ施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること <p>(8) IR区域が整備される地域、関連する施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること ・交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること
<p>◆ IR整備の推進に当たっては、IR事業の公益性や、地域における十分な合意形成を確保。</p> <p>○ IRの各施設が、IR整備法や政令で定める基準に適合していること。</p> <p>○ 収賄等の不正行為を防止し、公正性・透明性の確保を徹底して、IR整備を推進する。</p> <p>○ IR推進本部、国土交通省、カジノ管理委員会は、それぞれの役割等を踏まえ、IR事業者等との接触ルールを策定する。都道府県等においても同様に接触ルールを定め、公募・選定に係る公正性・透明性を確保。</p> <p>○ 都道府県等は、実施方針を作成し、公正性・透明性を確保して、民間事業者を公募・選定。</p> <p>○ 都道府県等は、政令で定める期間内に国土交通大臣に対して区域整備計画の認定を申請。</p> <p>○ 国土交通大臣は、認定の審査を公平・公正に行うため、有識者による審査委員会を設置。</p> <p>○ 認定審査の基準……【右欄参照】</p>	<p>(1) 観光への効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MICE件数や觀光客の増加が大きく見込まれること <p>(2) 地域経済への効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること <p>(3) 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献 <p>(1) 経済的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IR事業者の能力、財務面の安定性、防災・減災の取組、IR区域・施設に係る安全の確保、感染症対策、地域との良好な関係構築があること <p>(2) 経済的社会的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業収益を十分活用して、IR事業内容の向上や都道府県等の施策への協力をを行うこと <p>(3) IR事業運営の能力・体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に有害影響排除等講じられるものであること <p>(4) カジノ事業収益の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策に基づく取組を一層強力に推進。
<p>○ インバウンド促進やギャンブル等依存症対策など、関係施策と連携して施策を推進。</p> <p>○ 関係者が密接に連携して、犯罪発生の予防、青少年の健全育成、依存防止のための施策及び措置を確実に実施するとともに、IR事業者及び都道府県等において、依存防止のために万全の対策を講じ、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく取組を一層強力に推進。</p>	

(13) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和3年11月22日～令和4年2月16日)

(雇用経済部)

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	令和3年11月30日(火)
3 委員	【会長】近畿大学工業高等専門学校 准教授 中平 恒之 ほか3名出席
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「クスリのアオキ馬瀬店」(伊勢市)の新設に係る届出について(1回目) ・「(仮称) ドラッグコスモス伊勢小木店」(伊勢市)の新設に係る届出について(1回目) ・「(仮称) 東京インテリア家具三重河芸店」(津市)の新設に係る届出について(1回目)
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「クスリのアオキ馬瀬店」(伊勢市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、駐車場出入口の位置及び周辺の状況に係る事項について更なる確認の必要があることから継続審議することとなりました。 ・「(仮称) ドラッグコスモス伊勢小木店」(伊勢市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。 ・「(仮称) 東京インテリア家具三重河芸店」(津市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、駐車場出入口の形状に係る事項について更なる確認の必要があることから継続審議することとなりました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	令和3年12月21日（火）
3 委員	【会長】近畿大学工業高等専門学校 准教授 中平 恭之 ほか4名出席
4 質問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「クスリのアオキ馬瀬店」（伊勢市）の新設に係る届出について（2回目） ・「（仮称）東京インテリア家具三重河芸店」（津市）の新設に係る届出について（2回目） ・「クスリのアオキ度会店」（度会町）の新設に係る届出について（1回目） ・「（仮称）コメリパワーナンバーワン店」（名張市）の新設に係る届出について（1回目）
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「クスリのアオキ馬瀬店」（伊勢市）の新設に係る届出について（2回目） 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。 ・「（仮称）東京インテリア家具三重河芸店」（津市）の新設に係る届出について（2回目） 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。 ・「クスリのアオキ度会店」（度会町）の新設に係る届出について（1回目） 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、駐車場内の路面標示に係る事項について更なる確認の必要があることから継続審議することとなりました。 ・「（仮称）コメリパワーナンバーワン店」（名張市）の新設に係る届出について（1回目） 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	令和4年1月26日(水)
3 委員	【会長】近畿大学工業高等専門学校 准教授 中平 恒之 ほか5名出席
4 質問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「クスリのアオキ度会店」(度会町) の新設に係る届出について(2回目) ・「(仮称) ドラッグコスモス御薗店」(伊勢市) の新設に係る届出について(1回目) ・「(仮称) ドラッグコスモス明和店」(明和町) の新設に係る届出について(1回目) ・「クスリのアオキ伊賀上野店」(伊賀市) の新設に係る届出について(1回目) ・「(仮称) 松阪南ファッショングモール店」(松阪市) の新設に係る届出について(1回目)
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「クスリのアオキ度会店」(度会町) の新設に係る届出について(2回目) 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。 ・「(仮称) ドラッグコスモス御薗店」(伊勢市) の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。 ・「(仮称) ドラッグコスモス明和店」(明和町) の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。 ・「クスリのアオキ伊賀上野店」(伊賀市) の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、駐車場出入口の利用時間等に係る事項について更なる確認の必要があることから継続審議することとなりました。 ・「(仮称) 松阪南ファッショングモール店」(松阪市) の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、各駐車場出入口の誘導経路等に係る事項について更なる確認の必要があることから継続審議することとなりました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	令和4年2月16日(火)
3 委員	【会長】近畿大学工業高等専門学校 准教授 中平 恭之 ほか4名出席
4 質問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「クスリのアオキ伊賀上野店」(伊賀市) の新設に係る届出について(2回目) ・「(仮称)松阪南ファッショングモール店」(松阪市) (2回目)
5 調査審議結果	<p>・「クスリのアオキ伊賀上野店」(伊賀市) の新設に係る届出について(2回目)</p> <p>事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。</p> <p>・「(仮称)松阪南ファッショングモール店」(松阪市) の新設に係る届出について(2回目)</p> <p>事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。</p>
6 備考	

三重テラスの運営状況について(12月度)

・オープン以来の来館者数累計は、令和4年2月28日現在で、4,676,446人です。



TOPICS

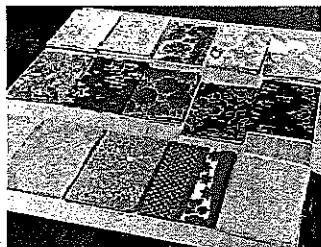
「三重テラスのゆく年くる年～2022年を明るい年に～」(12月25日～令和4年1月10日)

三重県へ帰省できていない方やしばらく三重に旅行に行けていない方にも、年末年始に東京で三重を感じていただけるイベントを開催しました。

○新春！ご朱印帳づくりワークショップ

～伊勢志摩の旬の情報とともに～(1月10日)(24人参加)

伊勢とごわかや 中村純氏を講師にお招きし、三重県の伝統工芸品「伊勢型紙」で染めた「伊勢木綿」を使ったご朱印帳づくりや地元ならではのグルメスポット、どっこいのエピソード等を紹介するワークショップを開催。

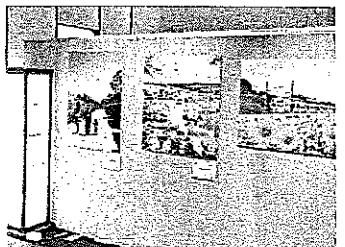


○迎春・福引大会(1月2日、3日)(856人参加)

～ショッピング・レストランのお買い上げレシートで三重の特産品が当たる福引大会を実施。

○三重のふるさとパネル展(12月27日～1月5日)(158人参加)

～三重での思い出の写真や動画をInstagramで投稿する「#visitmie投稿キャンペーン」の受賞作品を展示。



イベントスペース

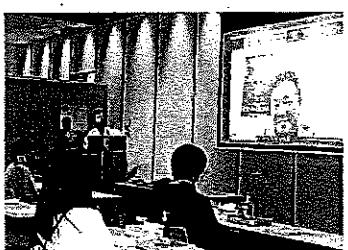


○亀山ブランド×亀山ショートフィルム (12月5日、6日)

～亀山市の風土、歴史文化を活かして生み出された商品や、新たに発掘・創出された商品を認定するため、今年創設された「亀山ブランド」制度の選出商品の販売会と、亀山市を舞台に撮影されたショートフィルム(15分)の上映会を開催。(179人参加)

○OKIMOTOファーム日本酒販売記念イベント(12月17日、18日)

～KIMOTOファームが三重県北部の自然豊かな土地で特別に栽培したお米から作られた日本酒と三重県食材とのペアリング試食会を「田んぼから始まるお酒作り」と題して開催。(58人参加)



○伊勢志摩真珠職人物語 (12月19日)

～ベビーパールの生産が盛んな伊勢志摩の真珠養殖業者と三重テラスをオンラインでつなぎ、生産者が真珠づくりの魅力や今年の真珠づくりについてトークするとともに、真珠養殖発祥の地「伊勢志摩」の海で育てられた貝からベビーパールを取り出す体験講座を開催。(25人参加)

○三重の“宝”トーク「新年と、伊勢茶。」(2月12日)

～鈴鹿市と三重テラスをオンラインでつなぎ、伊勢国一の宮であり、全国各地に及ぶ猿田彦大神を祀る神社の総本宮である「椿大神社」から新年にまつわるお話等を伺うとともに、椿大神社のそばにあるお茶農家が営む日本茶カフェ「椿茶園」による、美味しい伊勢茶の淹れ方のワークショップを開催。(50人参加)

TOPICS

ショップ

【12月】

- 新年を三重のごちそうで迎えていただくため、「松阪牛のローストビーフ」、「まるもち」、「伊勢かまぼこ」等を販売。
- 柿安の年末感謝袋を販売。
(12月28日～12月30日)

【1月】

- 三重のお得が詰まった新春福袋を販売。
(1月2日)
- 今年の干支「寅年」に因み、「虎屋ういろ」(5種類)を特別販売。
(1月2日、9日、16日、23日、30日)
- 株式会社ポケモンとの包括連携協定に基づき、県産品の振興を目的に「ミジュマル」とのコラボ商品である「結びの神」、「尾鷲ヒノキのコースター」、「おぼろ染めタオル・ハンカチ」を販売(1月28日～)

レストラン

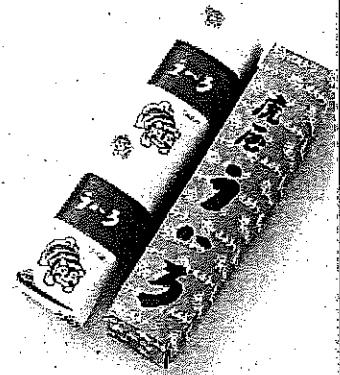
【1月】

- ランチ利用客へ三重の日本酒「半蔵(金箔入り)」1杯サービス。(1月3日、4日)

年末ショップディスプレイ



「虎屋ういろ」特別販売



ミジュマルとのコラボ商品 特設コーナー



三重の日本酒「半蔵」



DATA

- 令和3年度(4月～2月)は、対前年同期比で、来館者が32,059人増(12.5%増)、売上が13,788千円増(11.1%増)となっています。なお、コロナ禍前の対前々年同期比では、来館者が239,728人減(45.4%減)、売上が101,143千円減(42.1%減)となっています。
- 9月～11月の3ヶ月と比べて、直近3ヶ月(12月～2月)は来館者数が17,523人減(15.7%減)、売上が4,151千円増(8.6%増)となっています。

「三重テラス」の来館者数及び売上額の状況

(単位：人)

	30年度計	R1年度計	R2年度計	R3年度計 (4月～R4.2月)	累計
ショッピング	77,471	78,793	50,862	55,453	262,579
レストラン	29,743	29,130	11,459	9,270	79,602
イベントスペース	66,650	80,921	13,400	12,450	173,421
その他	11,037	18,799	150	715	30,701
合計	184,901	207,643	75,871	77,888	546,303

(備考)

- ・東京都への「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、令和4年1月21日からレストランは22時まで短縮営業(酒類の提供は20時まで)。

2. 売上状況

(税込・単位：千円)

	25年度計	26年度計	27年度計	28年度計	29年度計	30年度計	R1年度計	R2年度計	R3年度計 (4月～R4.2月)	累計
ショッピング	60,616	103,695	142,438	149,547	137,547	139,839	141,342	98,891	100,934	1,074,849
レストラン	46,030	96,513	106,107	114,137	105,419	114,463	114,967	42,628	38,392	778,656
合計	106,646	200,208	248,546	263,684	242,966	254,302	256,310	141,519	139,326	1,853,505

3. 来館者状況

(単位：人)

	25年度計	26年度計	27年度計	28年度計	29年度計	30年度計	R1年度計	R2年度計	R3年度計 (4月～R4.2月)	累計
三重テラス来館者	275,243	566,521	674,256	743,074	668,847	575,591	600,557	283,613	288,744	4,676,446

* 数値は速報値であり、今後修正が生じる可能性があります。

* 端数処理の関係上、合計が一致しない部分があります。